

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月1日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり> 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし> 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	> 5,000億円を上限とします。 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし > 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

（以上を総称して「米国株式リスクコントロール戦略ファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>」は「<為替ヘッジあり>」、「米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>」は「<為替ヘッジなし>」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.00%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：平成30年5月2日から平成30年11月1日まで

取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、またはロンドン証券取引所の休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は以下の通りです。

- ・株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には取得またはスイッチングのお申込みの受付は行いません。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<スイッチング>

<為替ヘッジあり> <為替ヘッジなし>の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金が買付代金に充当されます。

スイッチングの際には、解約時の費用(信託財産留保額)がかかるほか、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、外国投資信託への投資を通じて、値上がり期待される株式を買い建て、値下がり予想される株式を売り建てることで、株式市場の動きに左右されにくい収益の獲得をめざし、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

各ファンドは、それぞれ以下の外国投資信託と「DIAMマネーマザーファンド」を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

各ファンドの名称	投資対象となる外国投資信託
<為替ヘッジあり>	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス
<為替ヘッジなし>	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス

各ファンドの信託金限度額は、各々5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>



主として米国株式に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。

- 外国投資信託への投資を通じて、値上がり期待される株式を買い建て、値下がり予想される株式を売り建てることで、株式市場の動きに左右されにくい収益の獲得をめざします。加えて、米ドル建て社債(ハイイールド債を含みます。)等への投資を行うことができます。
- 米国株式および債券等への投資は、円建て外国投資信託「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」を通じて行い、この運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC(以下、「ニューバーガー・バーマン」といいます。)が行います。



株式市場環境に応じて機動的に株式・債券等の実質組入比率を変更し、リスクの低減を図ります。

- 株式市場の下落リスクが高いと判断した場合には、株価指数先物等を活用することにより株式・債券等の実質組入比率を引き下げ、基準価額の下落を抑制することをめざします。
- 株式・債券等の実質組入比率(買い建てー売り建て)の変更は、通常時で+25%から+90%の範囲で行います。また、相場が大きく変動した局面などの市況動向等によっては、-20%から+150%の範囲で行う場合があります。



<為替ヘッジあり>と<為替ヘッジなし>から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。なお、<為替ヘッジあり>と<為替ヘッジなし>の間でスイッチングが可能です。

<為替ヘッジあり>

- 原則として対円での為替フルヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

<為替ヘッジなし>

- 原則として対円での為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

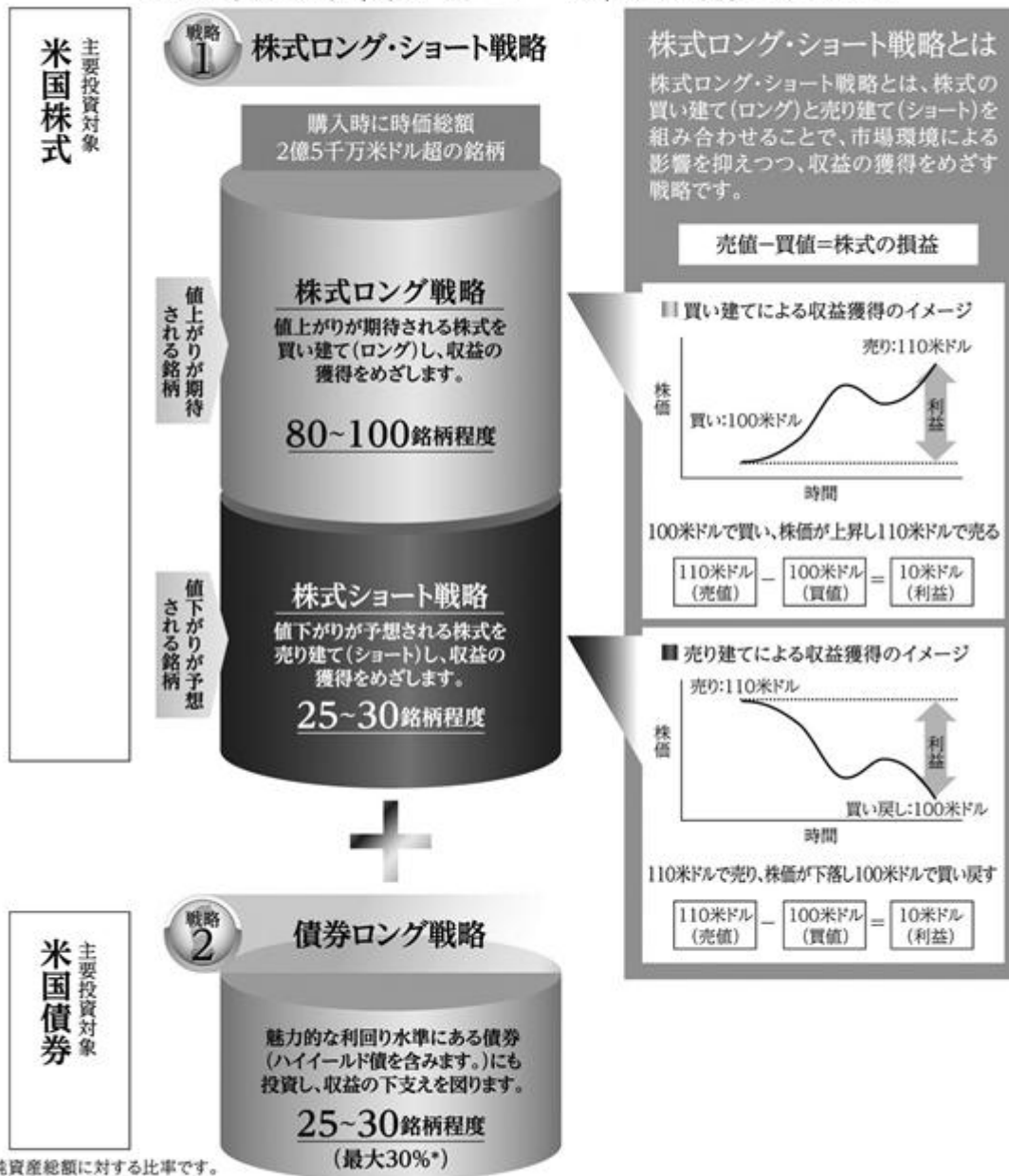
※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

スイッチング時には、ご換金時の費用(信託財産留保額)がかかるほか、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

外国投資信託「ニューパーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」における 株式ロング・ショート戦略(戦略①)と債券ロング戦略(戦略②)

主として米国株式に投資し、値上がり期待される銘柄を買い建て(ロング)し、値下がり予想される銘柄を売り建て(ショート)することで、買い建てと売り建ての双方から、収益の積み上げを行い、どのような市場環境においても、収益の獲得をめざします。加えて、利回りの魅力的な債券にも投資することで、収益の下支えを図ります。

主な収益源(米ドルベース)と運用プロセス



*純資産総額に対する比率です。

※2018年1月末時点

※上記は、ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用プロセスです。

※上記は委託会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について委託会社が保証するものではありません。

※上記の内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

外国投資信託「ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」における リスクコントロール戦略(戦略③)

米国株式市場の下落リスクが高いと判断した場合には、株価指数先物等を活用して、実質的な株式・債券等の組入比率を引き下げたり、実質的な業種別配分等を調整したりすることで、基準価額の下落を抑制することをめざします。



リスクコントロール戦略

～米国株式市場の大幅な下落時にもリスク抑制を図る～

米国株式市場における市場変動リスクの抑制を図るために、株価指数先物やETF(上場投資信託)等の売り建て(ショート)を行い、米国株式・債券等への実質的な投資比率(ネット・ポジション)を調整します。

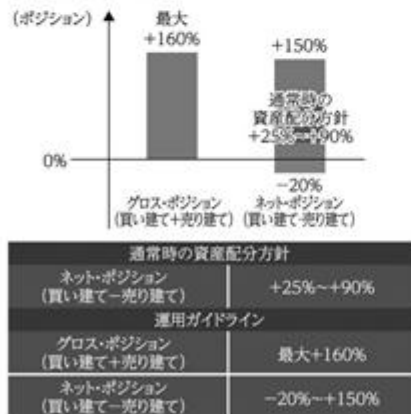
実質的な投資比率(ネット・ポジション)

米国株式・債券等の実質的な投資比率(ネット・ポジション)は、通常時で+25%～+90%の間で変更を行う方針です。また、相場が大きく変動した局面では、-20%～+150%の間で変更が可能です。



運用ガイドライン

米国株式・債券等の実質的な投資比率(ネット・ポジション)を-20%～+150%の間で変更が可能です。また、米国株式および債券等の総取引量の純資産総額に対する比率(グロス・ポジション)を最大+160%とします。



※上記ポジションには債券ロング(最大+30%)が含まれます。

※2018年1月末現在

※上記は、ファンドが投資対象とする外国投資信託の内容です。

ご参考

グロス・ポジション、ネット・ポジションとは

グロス・ポジション(総取引量の純資産総額に対する比率)

買い建て(ロング) + 売り建て(ショート)

グロス・ポジションとは、買い建てと売り建ての合計をいいます。純資産総額に対してどの程度の総取引量を保有しているか(レバレッジをかけているか)の目安になります。

ネット・ポジション(実質的な投資比率)

買い建て(ロング) - 売り建て(ショート)

ネット・ポジションとは、買い建てと売り建ての差分をいいます。純資産総額に対して実質的にどの程度株式や債券に投資をしているかの目安になります。

(ポジションイメージ)



※上記は委託会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について委託会社が保証するものではありません。

※上記の内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

商品分類表

各ファンド

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型（ロング・ ショート型）
	内外	その他資産 () 資産複合	

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分表

<為替ヘッジあり>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本			ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券)資産配分変更 型))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	ロング・ショー ト型 その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

<為替ヘッジなし>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本			ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券)資産配分変更 型))	日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	ロング・ショ ート型 その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））に分類されます。
年 2 回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
北 米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
ロング・ショート型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

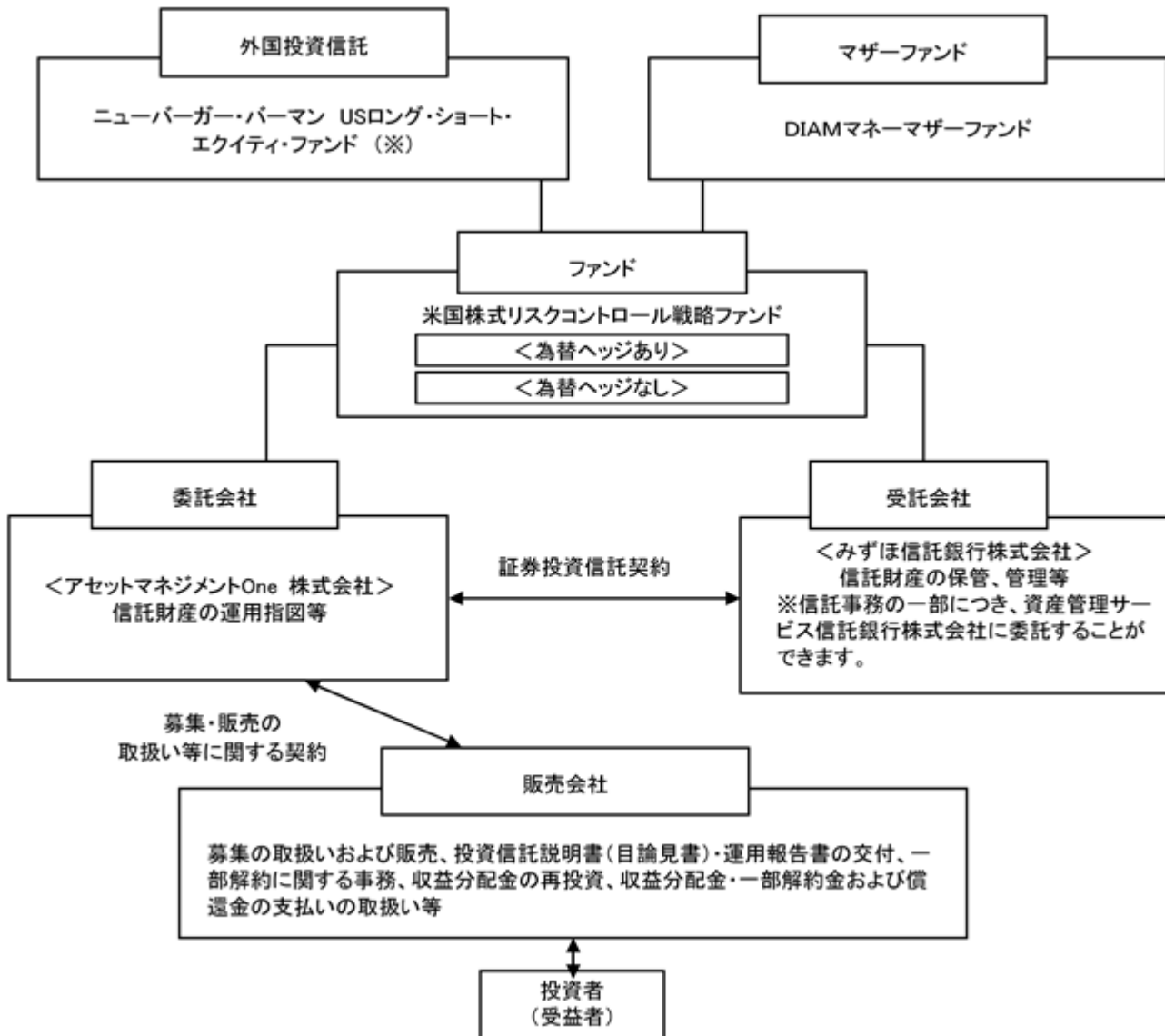
平成27年4月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

各ファンド

(注)以下の図表中()については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

<為替ヘッジあり>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス
<為替ヘッジなし>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス



・「証券投資信託契約」の概要

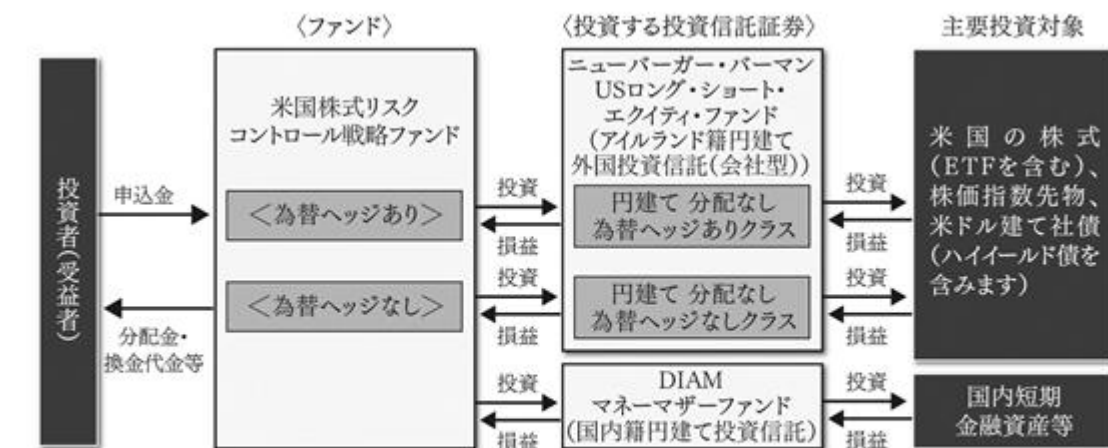
委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

各ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数のファンドを投資対象とし、それらを組み合わせて運用する仕組みです。



※各ファンドは、「ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」の他に、「DIAMマネーマザーファンド」にも投資します。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

※外国投資信託への投資比率は、原則として高位を維持します。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（平成30年2月28日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成28年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（平成30年2月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

外国投資信託への投資を通じて、値上がりが期待される株式を買い建て、値下がりが予想される株式を売り建てることで、株式市場の動きに左右されにくい収益の獲得をめざし、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

<投資対象>

主として円建て外国投資信託である「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド(*)」の投資信託証券へ投資を行います。また、「DIAMマネーマザーファンド」受益証券への投資も行います。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。

(注) <投資対象> <投資態度>の(*)は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

<為替ヘッジあり>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス
<為替ヘッジなし>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス

<投資態度>

主として、円建て外国投資信託である「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド(*)」（以下、「外国投資信託」といいます。）の投資信託証券への投資を通じて、米国株式に実質的な投資を行います。また、「DIAMマネーマザーファンド」受益証券への投資も行います。

外国投資信託において、実質的に、値上がりが期待される株式を買い建て、値下がりが予想される株式の売り建てを行います。加えて、利回り向上のため、米ドル建て社債（ハイイールド債を含みます。）等への投資を行うことができます。

株式市場環境に応じ、株価指数先物等を活用することにより機動的に株式・債券等の実質組入比率を変更し、リスクの低減を図ります。

外国投資信託への投資比率は、原則として高位を維持します。

投資対象とする外国投資信託において、実質的な組入外貨建資産は、原則として、<為替ヘッジあり>では対円での為替ヘッジを行い、<為替ヘッジなし>では対円での為替ヘッジを行いません。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主として「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド(*)」の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である「DIAMマネーマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(注) (*)は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

<為替ヘッジあり>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス
<為替ヘッジなし>の場合	円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス

運用の指図範囲等(約款第16条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考) 各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス
形態	アイルランド籍円建て外国投資信託(会社型)

主要投資対象	米国の株式（ETFを含む）、株価指数先物、米ドル建て社債（ハイイールド債を含みます）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として米国株式に投資を行い、値上がりが期待される株式を買い建て、値下がりが予想される株式を売り建てること、株式市場の動きに左右されない収益の獲得をめざします。加えて、米ドル建て社債（ハイイールド債を含みます。）等への投資を行う場合があります。</p> <p>投資対象とする株式は、原則として購入時に250百万米ドル以上の時価総額を有する企業の株式とします。</p> <p>株式市場環境に応じて機動的に株式の実質組入比率を変更し、リスクの低減を図ります。</p> <p>組入外貨建資産については、円建て 分配なし 為替ヘッジありクラスでは、原則として米ドル売り円買いによる対円での為替ヘッジを行います。円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラスでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、単一の発行体が発行する証券への投資は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ネットエクスポージャーは、原則としてファンドの純資産総額の - 20% ~ + 150%の範囲とします。 ・債券の投資割合は、ファンドの純資産総額の30%を超えないこととします。 ・原則として、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。
主要関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ・投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド（Neuberger Berman Europe Limited） ・副投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC（Neuberger Berman Investment Advisers LLC） ・管理事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）・リミテッド（Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited） ・保管銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）・リミテッド（Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited）
申込手数料	ありません。
信託報酬等	<p>純資産総額に対して年率1.57%程度</p> <p>（注）ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</p>
その他費用	<p>ファンドに関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、ファンド監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立にかかる費用はファンドが負担します。</p>

重要な運用方法としてのデリバティブ取引に関する事項

外国投資信託「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」においては、投資目的を効率的に達成するために、現物資産への投資の代替手段として株式関連の派生商品(先物取引、オプション取引、スワップ取引、CFD等)に投資を行うことがあります。この場合、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCは最良執行を行うに足りると思われる取引の相手方を選定し、取引を行います。

ニューバーガー・バーマン・グループ・エルエルシーについて

ニューバーガー・バーマン・グループ・エルエルシーは、1939年に設立された米国の独立系運用会社で、ロング・ショート戦略に豊富な実績を有しています。

※外国投資信託の運用は、子会社のニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCが行います。



*従業員による投資額には現在の従業員の他、退職従業員、取締役、顧問およびその家族などによる投資も含まれます。

※2017年12月末時点

(出所:ニューバーガー・バーマンの情報をもとに委託会社作成)

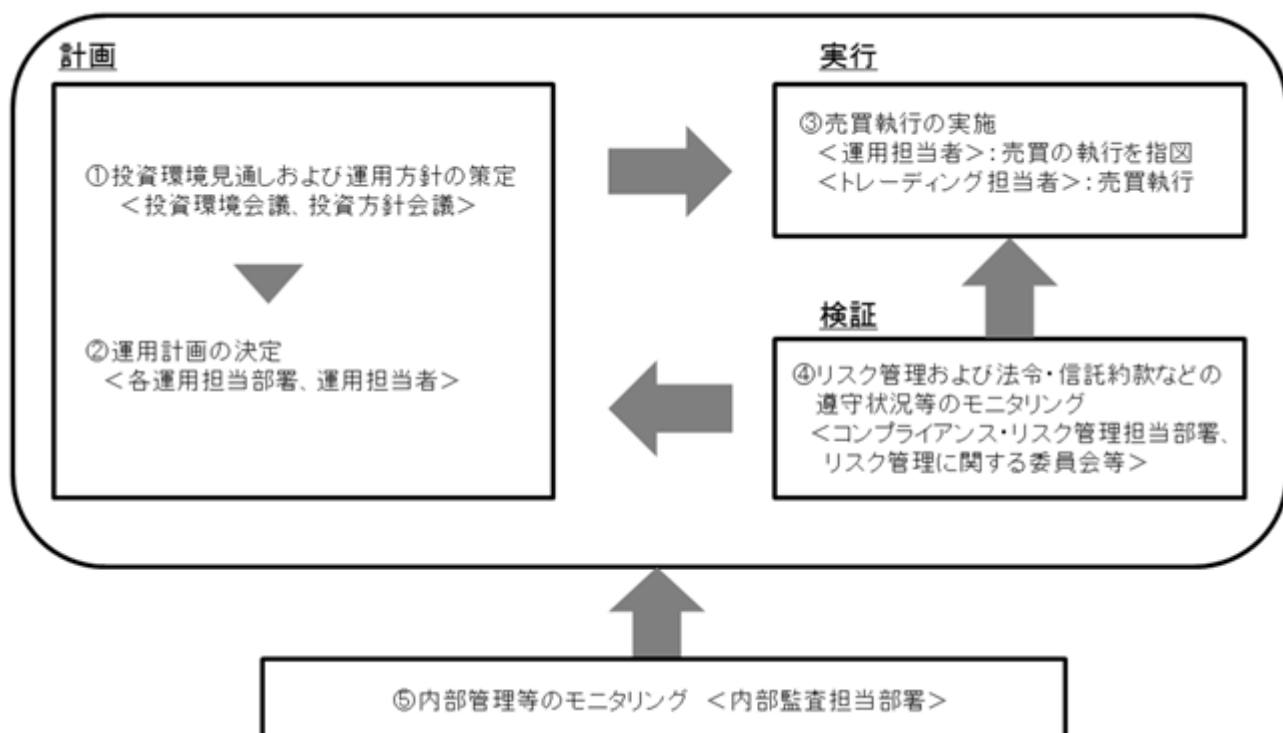
ファンド名	D I A Mマネーマザーファンド
形態	国内籍親投資信託
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。
主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関^(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>(*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。</p> <p>国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p>
運用プロセス	マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析、投資家の需給動向等分析および信用リスク市場の分析等に基づき、短期金利の方向性見通し、セクター別のクレジットスプレッドの拡縮等を予測し、ファンドのデュレーションおよびセクター配分を決定します(トップダウンアプローチ)。

<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>申込手数料</p>	<p>ありません。</p>
<p>信託報酬</p>	<p>ありません。</p>
<p>運用会社 （委託会社）</p>	<p>アセットマネジメントOne株式会社</p>

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成30年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年2月1日、8月1日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)上記1.および2.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

デリバティブ取引の直接利用は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への直接投資は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

非株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（３）投資制限）

資金の借入れ（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

ロング・ショート戦略によるリスク

ファンドは、実質的に株式のロング・ショート戦略および債券のロング戦略による運用を行い収益の獲得をめざしますが、当戦略はその目的を達成できない場合があります。ロング（買い建て）した銘柄の価格が下落した場合、もしくはショート（売り建て）した銘柄の価格が上昇した場合は、損失を被り、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

株価変動リスク

ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。ファンドは株式等の実質組入比率を変更することで、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追随できない場合があります。ファンドは運用に当たって株価指数先物取引等を活用しますが、組入銘柄と先物取引の価格変動率は一致するものではありません。そのため、株式等の実質組入比率を引き下げるために先物取引を売り建てる場合、組入銘柄と先物取引の値動きの差がファンドの収益となる場合がある一方、損失となる場合があります。

金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。ハイイールド債に投資する場合、こうした金利変動の影響をより大きく受ける可能性があります。

為替リスク

<為替ヘッジあり>は、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受けます。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

<為替ヘッジなし>は、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式・債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

レバレッジリスク

ファンドは、実質的にファンドの資産総額を上回る額の株価指数先物取引等のデリバティブ取引を行う場合があります。結果として、市場価格の変動による影響が増幅され、通常想定される以上に基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

カウンターパーティーリスク

デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等の事態に陥った場合は、取引契約が決済不履行となり、取引の清算の遅延等により、大きな損失を被ることがあります。このような事態が生じた場合には、基準価額が下がる要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合は、当該各ファンドを繰上償還させます。

各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

<為替ヘッジあり> <為替ヘッジなし> の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

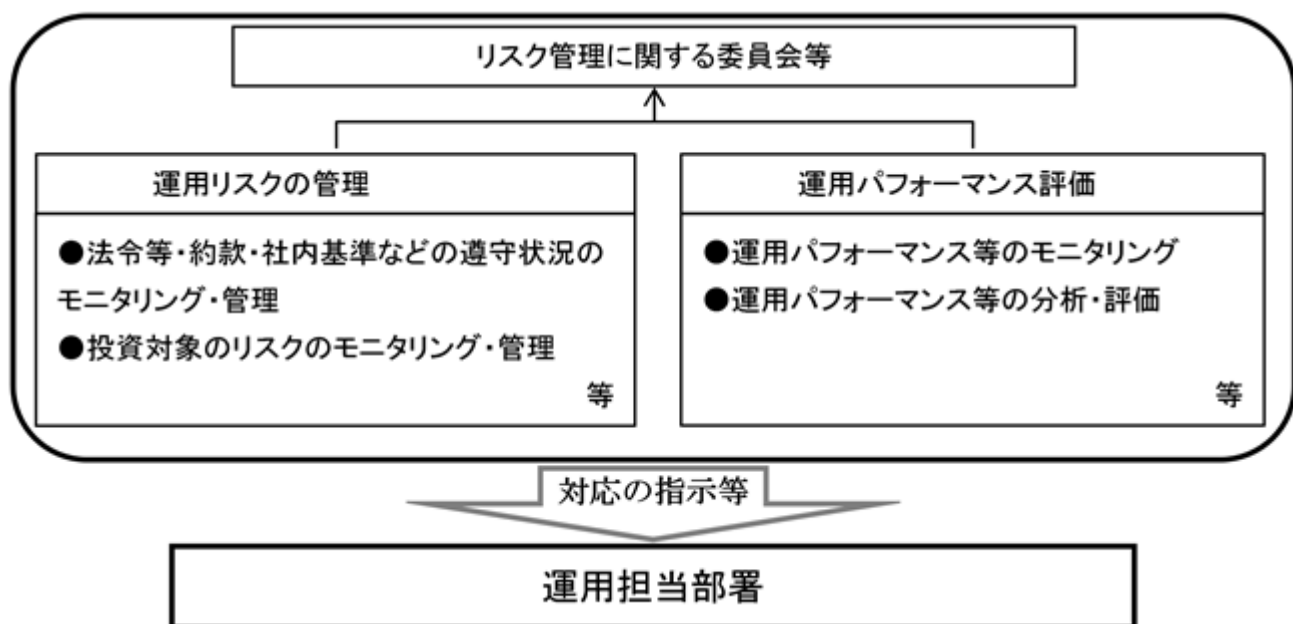
注意事項

- ・各ファンドは、投資信託証券などの値動きのある有価証券等（実質的に外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下の通りです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



上記体制は平成30年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

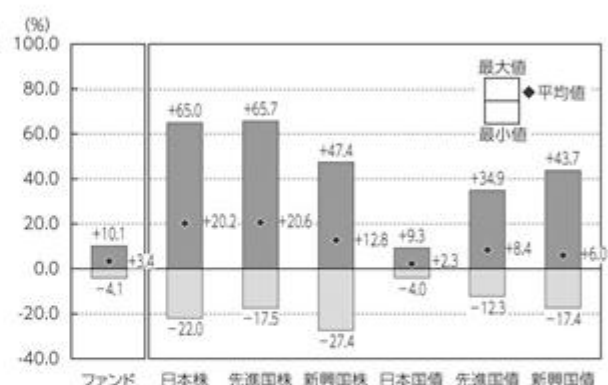
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



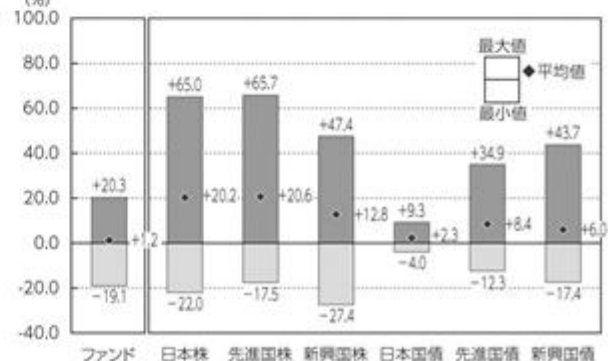
*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2016年4月~2018年2月
代表的な資産クラス:2013年3月~2018年2月



ファンド:2016年4月~2018年2月
代表的な資産クラス:2013年3月~2018年2月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み,円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本,円ベース)
 - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に3.24%(税抜3.00%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1124%（税抜1.03%） 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。		
	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率0.50%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする 外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対して年率1.57%程度 （注）ただし、当該外国投資信託の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。		
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率2.6824%（税抜2.60%）（概算） 上記は、各ファンドが投資対象とする外国投資信託を高位に組入れた状態を想定しています。		

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

・信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

投資対象とする投資信託証券でかかる費用等は、間接的にファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

各ファンドが投資対象とする 投資信託証券	主な費用
ニューバーガー・バーマン USロング・ ショート・エクイティ・ファンド 円建 て 分配なし 為替ヘッジありクラス ニューバーガー・バーマン USロング・ ショート・エクイティ・ファンド 円建 て 分配なし 為替ヘッジなしクラス	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担します。
D I A Mマネーマザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額等

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成30年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動引き落とし投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

平成30年2月28日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	55,414,632	96.26
内 アイルランド	55,414,632	96.26
親投資信託受益証券	10,007	0.02
内 日本	10,007	0.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,140,940	3.72
純資産総額	57,565,579	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

平成30年2月28日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	244,608,653	97.35
内 アイルランド	244,608,653	97.35
親投資信託受益証券	10,007	0.00
内 日本	10,007	0.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6,660,637	2.65
純資産総額	251,279,297	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

DIAMマネーマザーファンド

平成30年2月28日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	141,394,853	13.66
内 日本	141,394,853	13.66
特殊債券	681,761,440	65.87
内 日本	681,761,440	65.87
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	211,897,637	20.47
純資産総額	1,035,053,930	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

平成30年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイ ティ・ファンド 円建て 分 配なし 為替ヘッジありクラ ス アイルランド	投資証券	50,746	1,111.62	1,092.00	-	96.26%
				56,410,269	55,414,632	-	
2	D I A Mマネーマザーファン ド 日本	親投資信託受 益証券	9,909	1.0098	1.0099	-	0.02%
				10,007	10,007	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年2月28日現在

種類	投資比率
投資証券	96.26%
親投資信託受益証券	0.02%
合計	96.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

平成30年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイ ティ・ファンド 円建て 分 配なし 為替ヘッジなしクラ ス アイルランド	投資証券	246,865	1,022.83	990.86	-	97.35%
				252,503,396	244,608,653	-	
2	D I A Mマネーマザーファン ド 日本	親投資信託受 益証券	9,909	1.0098	1.0099	-	0.00%
				10,007	10,007	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年2月28日現在

種類	投資比率
投資証券	97.35%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	97.35%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

D I A M マネーマザーファンド

平成30年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	15回 政保東日本高速道路 債券 日本	特殊債券	100,000,000	101.37 101,375,000	101.31 101,318,000	1.300000 2019/2/25	9.79%
2	71回 政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	100,000,000	101.67 101,673,000	101.17 101,174,000	1.400000 2018/12/25	9.77%
3	1回 政保地方公営企業金融 機構債券 日本	特殊債券	100,000,000	101.83 101,832,000	101.02 101,027,000	1.600000 2018/10/16	9.76%
4	194回 政保中小企業債券 日本	特殊債券	100,000,000	102.24 102,241,000	100.84 100,847,000	1.500000 2018/9/18	9.74%
5	199回 政保預金保険機構 債券 日本	特殊債券	100,000,000	100.17 100,172,000	100.08 100,082,000	0.100000 2018/10/16	9.67%
6	14回 政保中部国際空港債 券 日本	特殊債券	80,000,000	100.39 80,319,200	100.00 80,005,600	0.400000 2018/3/7	7.73%
7	112回 政保日本高速道路保 有・債務返済機構 日本	特殊債券	30,000,000	103.80 31,142,100	102.73 30,820,500	1.100000 2020/7/31	2.98%
8	55回 政保関西国際空港債 日本	特殊債券	29,000,000	102.65 29,768,790	101.42 29,411,800	1.300000 2019/3/25	2.84%
9	26年度4回 静岡県公募公 債 日本	地方債証 券	14,810,000	100.44 14,875,312	100.23 14,844,803	0.209000 2019/6/24	1.43%
10	27年度2回 千葉県公募公 債 日本	地方債証 券	14,670,000	100.52 14,746,724	100.32 14,718,117	0.177000 2020/5/25	1.42%
11	27年度 京都府京都みらい 債 日本	地方債証 券	13,800,000	99.35 13,711,542	99.48 13,729,482	0.100000 2020/9/2	1.33%
12	25年度6回 静岡県公募公 債 日本	地方債証 券	13,250,000	100.45 13,309,890	100.15 13,269,875	0.342000 2018/8/23	1.28%

13	43回 川崎市公募公債 5年 日本	地方債証券	10,850,000	100.37 10,890,579	100.21 10,873,761	0.137000 2020/3/19	1.05%
14	331回 大阪府公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	103.59 10,359,300	102.29 10,229,700	1.410000 2019/10/29	0.99%
15	21年度6回 愛知県公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	103.31 10,331,300	101.99 10,199,600	1.440000 2019/7/30	0.99%
16	24年度10回 千葉県公募公債 日本	地方債証券	10,170,000	100.11 10,181,695	100.00 10,170,610	0.140000 2018/3/23	0.98%
17	100回政保日本高速道路保有・債務返済機構 日本	特殊債券	9,000,000	104.19 9,377,730	102.86 9,257,490	1.400000 2020/2/28	0.89%
18	26年度 京都府京都みらい債 日本	地方債証券	9,200,000	99.76 9,177,920	99.79 9,181,324	0.160000 2019/9/2	0.89%
19	93回政保日本高速道路保有・債務返済機構 日本	特殊債券	8,000,000	103.83 8,306,880	102.50 8,200,320	1.400000 2019/11/29	0.79%
20	25年度8回 福岡県公募公債 日本	地方債証券	6,700,000	100.17 6,711,390	99.98 6,698,861	0.270000 2018/12/25	0.65%
21	26年度7回 福岡県公募公債 日本	地方債証券	6,500,000	99.82 6,488,560	99.81 6,488,170	0.200000 2019/12/25	0.63%
22	117回政保日本高速道路保有・債務返済機構 日本	特殊債券	6,000,000	103.65 6,219,060	102.66 6,159,900	1.000000 2020/9/30	0.60%
23	25年度 京都府京都みらい債 日本	地方債証券	6,000,000	100.07 6,004,620	100.00 6,000,180	0.300000 2018/9/3	0.58%
24	26年度1回 大阪市みおつくし債 日本	地方債証券	6,000,000	100.13 6,007,800	99.90 5,994,000	0.220000 2019/6/27	0.58%
25	133回政保日本高速道路保有・債務返済機構 日本	特殊債券	5,000,000	105.48 5,274,050	104.19 5,209,950	1.300000 2021/4/30	0.50%
26	2回 東京都公募公債(東京グローバル都債(円貨)) 日本	地方債証券	5,000,000	100.00 5,000,000	99.94 4,997,050	0.120000 2018/12/7	0.48%
27	137回政保日本高速道路保有・債務返済機構 日本	特殊債券	4,000,000	105.28 4,211,360	104.08 4,163,480	1.200000 2021/6/30	0.40%
28	89回政保日本高速道路保有・債務返済機構 日本	特殊債券	4,000,000	103.34 4,133,960	102.11 4,084,400	1.300000 2019/9/30	0.39%
29	25年度1回 ぐんま県民債 日本	地方債証券	4,000,000	100.02 4,001,040	99.98 3,999,320	0.260000 2018/10/30	0.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率
地方債証券	13.66%
特殊債券	65.87%
合計	79.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成30年2月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成27年8月3日)	148	148	0.9871	0.9871
第2計算期間末 (平成28年2月1日)	123	123	0.9131	0.9131
第3計算期間末 (平成28年8月1日)	121	121	0.9628	0.9628
第4計算期間末 (平成29年2月1日)	116	116	0.9687	0.9687
第5計算期間末 (平成29年8月1日)	104	104	1.0201	1.0201
第6計算期間末 (平成30年2月1日)	58	58	1.0642	1.0642
平成29年2月末日	115	-	0.9841	-
3月末日	112	-	0.9821	-
4月末日	113	-	1.0004	-
5月末日	110	-	1.0056	-
6月末日	106	-	1.0117	-
7月末日	104	-	1.0213	-
8月末日	104	-	1.0126	-
9月末日	101	-	1.0170	-
10月末日	94	-	1.0166	-
11月末日	90	-	1.0288	-
12月末日	59	-	1.0471	-
平成30年1月末日	58	-	1.0659	-
2月末日	57	-	1.0451	-

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成27年8月3日)	488	488	1.0211	1.0211
第2計算期間末 (平成28年2月1日)	480	480	0.9225	0.9225
第3計算期間末 (平成28年8月1日)	412	412	0.8297	0.8297
第4計算期間末 (平成29年2月1日)	437	437	0.9227	0.9227
第5計算期間末 (平成29年8月1日)	384	384	0.9613	0.9613
第6計算期間末 (平成30年2月1日)	260	260	0.9977	0.9977
平成29年2月末日	439	-	0.9341	-
3月末日	441	-	0.9269	-
4月末日	451	-	0.9452	-
5月末日	437	-	0.9492	-
6月末日	445	-	0.9701	-
7月末日	386	-	0.9663	-
8月末日	376	-	0.9530	-
9月末日	372	-	0.9811	-
10月末日	344	-	0.9866	-
11月末日	337	-	0.9883	-
12月末日	284	-	1.0125	-
平成30年1月末日	259	-	0.9960	-
2月末日	251	-	0.9666	-

【分配の推移】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000

【収益率の推移】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

	収益率(%)
第1計算期間	1.3
第2計算期間	7.5
第3計算期間	5.4
第4計算期間	0.6
第5計算期間	5.3
第6計算期間	4.3

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

	収益率(%)
第1計算期間	2.1
第2計算期間	9.7
第3計算期間	10.1
第4計算期間	11.2
第5計算期間	4.2
第6計算期間	3.8

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

	設定口数	解約口数
第1計算期間	174,013,881	23,641,520
第2計算期間	8,722,665	23,812,520
第3計算期間	3,461,081	12,684,718
第4計算期間	5,154,192	11,063,686
第5計算期間	4,857,081	22,491,639
第6計算期間	2,661,603	49,933,850

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

	設定口数	解約口数
第1計算期間	538,499,792	60,512,423
第2計算期間	123,782,895	81,321,326
第3計算期間	18,638,678	41,773,892
第4計算期間	32,600,420	56,252,139
第5計算期間	13,524,776	87,144,421
第6計算期間	1,564,120	140,812,730

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<< 参考情報 >>

データの基準日:2018年2月28日

基準価額・純資産の推移 (2015年4月30日~2018年2月28日)

<為替ヘッジあり>



<為替ヘッジなし>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2015年4月30日)

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配の推移(税引前)

	<為替ヘッジあり>	<為替ヘッジなし>
第2期(2016.02.01)	0円	0円
第3期(2016.08.01)	0円	0円
第4期(2017.02.01)	0円	0円
第5期(2017.08.01)	0円	0円
第6期(2018.02.01)	0円	0円
設定来累計	0円	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■米国株式リスクコントロール戦略ファンド

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<為替ヘッジあり>

組入銘柄

順位	銘柄名	比率
1	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス	96.26%
2	DIAMマネーマザーファンド	0.02%

<為替ヘッジなし>

組入銘柄

順位	銘柄名	比率
1	ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス	97.35%
2	DIAMマネーマザーファンド	0.00%

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

主要な資産の状況

データの基準日:2018年2月28日

■ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド

※ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCのデータをもとに委託会社が作成しています。

※比率は、ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンドの純資産総額に対する割合です。

ポジション状況

株式ロング	79.0%
株式ショート	-32.4%
債券ロング	5.4%

株式の保有銘柄(ロング)上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術	2.2
2	DENTSPLY SIRONA INC	ヘルスケア	2.2
3	JPMORGAN CHASE & CO	金融	2.2
4	ALPHABET INC-CL A	情報技術	2.0
5	IHS MARKIT LTD	資本財・サービス	2.0
6	FACEBOOK INC-A	情報技術	1.8
7	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス	1.8
8	CONAGRA BRANDS INC	生活必需品	1.7
9	ENBRIDGE INC	公益事業	1.7
10	DAVITA HEALTHCARE PARTNER INC	ヘルスケア	1.6

株式の保有銘柄(ショート)上位5銘柄

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	CFD CONS DISCRET SELECT SECT IXV BASKET	一般消費財・サービス	-1.2
2	TRS IIT INDEX SELL TECHNOLOGY SELECT SECTOR INDEX	情報技術	-0.8
3	TRS IXJ BASKET	公益事業	-0.7
4	TRS SPSIRE BASKET	一般消費財・サービス	-0.6
5	MSCI US REIT INDEX SWAP RMZ	金融	-0.6

※株式ショート上位5銘柄の比率は、マイナス表示しています。

■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率
1	15回 政保東日本高速道路債券	特殊債券	日本	1.300000	2019/2/25	9.79%
2	71回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.400000	2018/12/25	9.77%
3	1回 政保地方公営企業金融機構債券	特殊債券	日本	1.600000	2018/10/16	9.76%
4	194回 政保中小企業債券	特殊債券	日本	1.500000	2018/9/18	9.74%
5	199回 政保預金保険機構債券	特殊債券	日本	0.100000	2018/10/16	9.67%
6	14回 政保中部国際空港債券	特殊債券	日本	0.400000	2018/3/7	7.73%
7	112回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	日本	1.100000	2020/7/31	2.98%
8	55回 政保関西国際空港債	特殊債券	日本	1.300000	2019/3/25	2.84%
9	26年度4回 静岡県公債	地方債証券	日本	0.209000	2019/6/24	1.43%
10	27年度2回 千葉県公債	地方債証券	日本	0.177000	2020/5/25	1.42%

年間収益率の推移(暦年ベース)

<為替ヘッジあり>



<為替ヘッジなし>



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2015年は設定日から年末までの収益率、および2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従い分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、取得またはスイッチングの申込日が、ニューヨーク証券取引所、またはロンドン証券取引所の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・ お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・ お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・ 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座におい

て当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするとき、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成27年4月30日から原則として平成32年8月3日までです。

下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

- 計算期間は、原則として毎年2月2日から8月1日まで、および8月2日から翌年2月1日までとします。
- 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、各ファンドについて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- d. 上記c.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記b.の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は「ロ. 信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a.からg.の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ.運用報告書

- ・委託会社は、毎年2月1日、8月1日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始いたします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成29年8月2日から平成30年2月1日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,322,124	2,199,981
投資証券	102,362,609	57,332,913
親投資信託受益証券	10,008	10,007
流動資産合計	105,694,741	59,542,901
資産合計	105,694,741	59,542,901
負債の部		
流動負債		
未払解約金	509,300	266,875
未払受託者報酬	17,809	14,033
未払委託者報酬	595,026	469,433
その他未払費用	1,700	1,354
流動負債合計	1,123,835	751,695
負債合計	1,123,835	751,695
純資産の部		
元本等		
元本	102,514,817	55,242,570
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,056,089	3,548,636
(分配準備積立金)	2,710,517	3,855,419
元本等合計	104,570,906	58,791,206
純資産合計	104,570,906	58,791,206
負債純資産合計	105,694,741	59,542,901

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第5期		第6期	
	自	平成29年2月2日 平成29年8月1日	自	平成29年8月2日 平成30年2月1日
営業収益				
受取利息		-		1
有価証券売買等損益		6,310,523		3,139,867
営業収益合計		6,310,523		3,139,868
営業費用				
支払利息		1,208		879
受託者報酬		17,809		14,033
委託者報酬		595,026		469,433
その他費用		1,700		1,354
営業費用合計		615,743		485,699
営業利益又は営業損失()		5,694,780		2,654,169
経常利益又は経常損失()		5,694,780		2,654,169
当期純利益又は当期純損失()		5,694,780		2,654,169
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		562,644		216,909
期首剰余金又は期首欠損金()		3,760,733		2,056,089
剰余金増加額又は欠損金減少額		691,912		48,975
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		691,912		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		48,975
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,226		993,688
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		993,688
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		7,226		-
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金()		2,056,089		3,548,636

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
--------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
1. 1 期首元本額	120,149,375円	102,514,817円
期中追加設定元本額	4,857,081円	2,661,603円
期中一部解約元本額	22,491,639円	49,933,850円
2. 受益権の総数	102,514,817口	55,242,570口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第5期 自 平成29年2月2日 至 平成29年8月1日	第6期 自 平成29年8月2日 至 平成30年2月1日
1. 1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（2,710,517円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は2,710,517円（1万口当たり264.40円）であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（2,437,290円）、信託約款に規定される収益調整金（42,498円）及び分配準備積立金（1,418,129円）より分配対象収益は3,897,917円（1万口当たり705.60円）であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	第5期	第6期
	自 平成29年2月2日 至 平成29年8月1日	自 平成29年8月2日 至 平成30年2月1日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である投資証券及び親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	5,587,691	2,506,785
親投資信託受益証券	2	1
合計	5,587,689	2,506,784

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0201円 (10,201円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成30年2月1日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	ニューバーガー・バーマン USロング・ ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス	51,576	57,332,913	
投資証券 合計		51,576	57,332,913	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	9,909	10,007	
親投資信託受益証券 合計		9,909	10,007	
合計		61,485	57,342,920	

投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成29年8月2日から平成30年2月1日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

【米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,193,312	9,817,983
投資証券	374,883,094	252,503,396
親投資信託受益証券	10,008	10,007
流動資産合計	387,086,414	262,331,386
資産合計	387,086,414	262,331,386
負債の部		
流動負債		
未払解約金	121,166	245,440
未払受託者報酬	70,198	55,189
未払委託者報酬	2,341,371	1,841,069
その他未払費用	6,935	5,437
流動負債合計	2,539,670	2,147,135
負債合計	2,539,670	2,147,135
純資産の部		
元本等		
元本	1,400,042,360	1,260,793,750
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 15,495,616	2 609,499
(分配準備積立金)	3,779,243	3,154,328
元本等合計	384,546,744	260,184,251
純資産合計	384,546,744	260,184,251
負債純資産合計	387,086,414	262,331,386

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第5期		第6期	
	自	平成29年2月2日 平成29年8月1日	自	平成29年8月2日 平成30年2月1日
営業収益				
受取利息		1		5
有価証券売買等損益		21,458,724		16,049,637
営業収益合計		21,458,725		16,049,642
営業費用				
支払利息		4,639		3,288
受託者報酬		70,198		55,189
委託者報酬		2,341,371		1,841,069
その他費用		6,935		5,437
営業費用合計		2,423,143		1,904,983
営業利益又は営業損失()		19,035,582		14,144,659
経常利益又は経常損失()		19,035,582		14,144,659
当期純利益又は当期純損失()		19,035,582		14,144,659
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		3,830,502		4,670,081
期首剰余金又は期首欠損金()		36,596,128		15,495,616
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,692,869		5,452,814
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,692,869		5,452,814
剰余金減少額又は欠損金増加額		797,437		41,275
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		797,437		41,275
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金()		15,495,616		609,499

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
1. 1 期首元本額	473,662,005円	400,042,360円
期中追加設定元本額	13,524,776円	1,564,120円
期中一部解約元本額	87,144,421円	140,812,730円
2. 受益権の総数	400,042,360口	260,793,750口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,495,616円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は609,499円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第5期 自 平成29年2月2日 至 平成29年8月1日	第6期 自 平成29年8月2日 至 平成30年2月1日
1. 1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,760,398円)及び分配準備積立金(3,779,243円)より分配対象収益は5,539,641円(1万口当たり138.48円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(701,519円)、信託約款に規定される収益調整金(1,158,539円)及び分配準備積立金(2,452,809円)より分配対象収益は4,312,867円(1万口当たり165.37円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	第5期	第6期
	自 平成29年2月2日 至 平成29年8月1日	自 平成29年8月2日 至 平成30年2月1日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である投資証券及び親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資証券	16,899,021	10,595,439
親投資信託受益証券	2	1
合計	16,899,019	10,595,438

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第5期 平成29年8月1日現在	第6期 平成30年2月1日現在
1口当たり純資産額	0.9613円	0.9977円
(1万口当たり純資産額)	(9,613円)	(9,977円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成30年2月1日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	ニューバーガー・バーマン USロング・ ショート・エクイティ・ファンド 円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス	246,865	252,503,396	
投資証券 合計		246,865	252,503,396	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	9,909	10,007	
親投資信託受益証券 合計		9,909	10,007	
合計		256,774	252,513,403	

投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「米国株式リスクコントロール戦略ファンド*1」は、「DIAMマネーマザーファンド」受益証券及び「ニューバーガー・パーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド*2」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの証券であります。

(注) 上記*1、*2については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

*1	<為替ヘッジあり>	<為替ヘッジなし>
*2	円建て 分配なし 為替ヘッジありクラス	円建て 分配なし 為替ヘッジなしクラス

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「DIAMマネーマザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	注記 番号	平成29年8月1日現在	平成30年2月1日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		249,106,307	306,664,352
国債証券		200,006,000	-
地方債証券		148,644,311	141,382,374
特殊債券		446,423,600	580,872,860
未収利息		1,166,472	1,613,146
前払費用		23,835	-
流動資産合計		1,045,370,525	1,030,532,732
資産合計		1,045,370,525	1,030,532,732
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		-	-
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,034,991,821	1,020,438,115
剰余金			
剰余金又は欠損金()		10,378,704	10,094,617
元本等合計		1,045,370,525	1,030,532,732
純資産合計		1,045,370,525	1,030,532,732
負債純資産合計		1,045,370,525	1,030,532,732

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
--------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成29年8月1日現在	平成30年2月1日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中一部解約元本額	1,034,991,821円 - 円 - 円	1,034,991,821円 - 円 14,553,706円
元本の内訳		
ファンド名		
クルーズコントロール	990,000,991円	990,000,991円
ダイナミック・ナビゲーション	148,398円	148,398円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>	870,000円	870,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>	530,000円	530,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>	70,000円	70,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>	10,530,000円	10,530,000円
世界ハイブリッド証券ファンド通貨選択シリーズ（毎月分配型）<円コース>	1,281,836円	1,281,836円
世界ハイブリッド証券ファンド通貨選択シリーズ（毎月分配型）<豪ドルコース>	246,797円	246,797円
世界ハイブリッド証券ファンド通貨選択シリーズ（毎月分配型）<ブラジルリアルコース>	1,689,581円	1,689,581円
世界ハイブリッド証券ファンド通貨選択シリーズ（毎月分配型）<中国元コース>	654,944円	654,944円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>	149,716円	149,716円
D I A M人民元債券ファンド	14,454,114円	- 円
ネット証券専用ファンドシリーズ 新興市場日本株 レアル型	103,986円	103,986円

DIAM グローバル・ハイ イールド・ボンド・ファンド・ 通貨選択シリーズ 資源国通貨 バスケットコース	4,486,988円	4,486,988円
DIAM グローバル・ハイ イールド・ボンド・ファンド・ 通貨選択シリーズ ブラジルレ アルコース	4,586,699円	4,586,699円
DIAM グローバル・ハイ イールド・ボンド・ファンド・ 通貨選択シリーズ 円コース	997,109円	997,109円
DIAM新興国ソブリンファン ド(為替ヘッジあり)	99,592円	- 円
DIAM新興国ソブリンオーブ ン通貨選択シリーズ<米ドル コース>	5,972円	5,972円
DIAM 米国リート・インカ ムプラス	994,728円	994,728円
USストラテジック・インカ ム・ファンドAコース(為替 ヘッジあり)	993,740円	993,740円
USストラテジック・インカ ム・ファンドBコース(為替 ヘッジなし)	1,987,479円	1,987,479円
DIAM - ジャナス グローバ ル債券コアプラス・ファンド< DC年金>	9,935円	9,935円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)円 コース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)米 ドルコース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)豪 ドルコース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)メ キシコペソコース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)ト ルコリラコース	9,925円	9,925円
みずほジャパン・アクティブ・ ストラテジー(通貨選択型)ブ ラジルリアルコース	9,925円	9,925円
USストラテジック・インカ ム・ファンド(年1回決算型) 為替ヘッジあり	9,924円	9,924円
USストラテジック・インカ ム・ファンド(年1回決算型) 為替ヘッジなし	9,924円	9,924円
米国株式リスクコントロール戦 略ファンド<為替ヘッジあり>	9,909円	9,909円

	米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>	9,909円	9,909円
計		1,034,991,821円	1,020,438,115円
2 .	受益権の総数	1,034,991,821口	1,020,438,115口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年2月2日 至 平成29年8月1日	自 平成29年8月2日 至 平成30年2月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年8月1日現在	平成30年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成29年8月1日現在	平成30年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	54,000	-
地方債証券	232,838	415,298
特殊債券	1,463,910	3,798,270
合計	1,750,748	4,213,568

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(平成29年4月6日から平成29年8月1日まで及び平成29年4月6日から平成30年2月1日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成29年8月1日現在	平成30年2月1日現在
1口当たり純資産額	1.0100円	1.0099円
(1万口当たり純資産額)	(10,100円)	(10,099円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成30年2月1日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	2回 東京都公募公債（東京グローバル都債（円貨））	5,000,000	4,995,350	
	331回 大阪府公募公債	10,000,000	10,238,900	
	25年度 京都府京都みらい債	6,000,000	5,999,280	
	26年度 京都府京都みらい債	9,200,000	9,175,988	
	27年度 京都府京都みらい債	13,800,000	13,715,130	
	25年度6回 静岡県公募公債	13,250,000	13,272,525	
	26年度4回 静岡県公募公債	14,810,000	14,845,247	
	21年度6回 愛知県公募公債	10,000,000	10,209,000	
	25年度8回 福岡県公募公債	6,700,000	6,696,985	
	26年度7回 福岡県公募公債	6,500,000	6,484,530	
	24年度10回 千葉県公募公債	10,170,000	10,171,423	
	27年度2回 千葉県公募公債	14,670,000	14,716,357	
	25年度1回 ぐんま県民債	4,000,000	3,998,200	
	26年度1回 大阪市みおつくし債	6,000,000	5,991,000	
43回 川崎市公募公債 5年	10,850,000	10,872,459		
地方債証券 合計		140,950,000	141,382,374	
特殊債券	71回政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	101,276,000	
	89回政保日本高速道路保有・債務返済機構	4,000,000	4,088,000	
	93回政保日本高速道路保有・債務返済機構	8,000,000	8,207,920	
	100回政保日本高速道路保有・債務返済機構	9,000,000	9,265,320	
	112回政保日本高速道路保有・債務返済機構	30,000,000	30,837,900	
	117回政保日本高速道路保有・債務返済機構	6,000,000	6,162,840	
	133回政保日本高速道路保有・債務返済機構	5,000,000	5,213,200	
	137回政保日本高速道路保有・債務返済機構	4,000,000	4,165,000	
	1回 政保地方公営企業金融機構債券	100,000,000	101,143,000	
	194回 政保中小企業債券	100,000,000	100,956,000	
	55回 政保関西国際空港債	29,000,000	29,438,480	
	14回 政保中部国際空港債券	80,000,000	80,031,200	
	199回 政保預金保険機構債券	100,000,000	100,088,000	
特殊債券 合計		575,000,000	580,872,860	
合計		715,950,000	722,255,234	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンド」は、「米国株式リスクコントロール戦略ファンド」が投資対象とする外国投資信託です。

ニューバーガー・バーマン USロング・ショート・エクイティ・ファンドはアイルランド籍外国投資信託です。2016年12月31日に会計期間が終了し、現地の公認会計士による財務諸表監査を受けて完了しています。以下の「貸借対照表」、「投資有価証券明細表」及び「監査済み財務諸表注記」は、2016年12月31日現在の財務諸表の原文の一部を抜粋・翻訳したものです。

貸借対照表

	2016年12月31日 現在 米ドル建て
流動資産	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	162,583,145
現金および現金同等物	16,620,377
投資有価証券売却に係る未収入金	29,912,007
追加購入に係る未収入金	695,879
ブローカーからの未収入金	5,605,656
未収入金およびその他の資産	819,837
資産合計	216,236,901
流動負債	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	39,043,834
解約に係る未払金	246,877
未払費用	372,429
投資有価証券購入に係る未払金	972,457
その他の未払金	129,993
負債（償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）	40,765,590
償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産	175,471,311

投資有価証券明細表

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

数量	銘柄	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
	株式 83.00%		
	デンマーク・クローネ		
7,500	Nets A/S*	131,498	0.08
	デンマーク・クローネ合計	131,498	0.08
	米ドル		
76,800	Accretive Health Inc**	172,800	0.10
58,000	Allison Transmission Holdings Inc*	1,954,020	1.11
4,110	Alphabet Inc Class A*	3,256,969	1.86
437	Alphabet Inc Class C*	337,285	0.19
1,900	Amazon.com Inc*	1,424,753	0.81
20,900	American Water Works Co Inc*	1,512,324	0.86
21,213	Amphenol Corp Class A*	1,425,513	0.81
19,300	Apple Inc*	2,235,326	1.27
15,351	Asbury Automotive Group Inc*	947,157	0.54
26,000	Ashland Global Holdings Inc*	2,841,540	1.62
11,000	ASML Holding NV Class REG*	1,234,200	0.70
15,000	Athene Holding Ltd Class A*	719,850	0.41
12,900	Bats Global Markets Inc*	432,279	0.25
5,000	BlackRock Inc Class A*	1,902,700	1.08
19,400	Bristol-Myers Squibb Co*	1,133,736	0.65
96,600	Brookfield Asset Management Inc Class A*	3,188,766	1.82
132,900	Brookfield Infrastructure Partners LP Class Miscella*	4,448,163	2.54
33,100	Cabot Oil & Gas Corp*	773,216	0.44
44,100	Calpine Corp*	504,063	0.29
56,400	CDW Corp*	2,937,876	1.67
13,200	Celgene Corp*	1,527,900	0.87
62,900	CF Corp*	658,563	0.38
11,400	Cheniere Energy Inc*	472,302	0.27
27,500	Cheniere Energy Partners LP*	792,550	0.45
4,500	Chuy's Holdings Inc*	146,025	0.08
14,717	CME Group Inc Class A*	1,697,606	0.97
95,600	Conagra Brands Inc*	3,780,980	2.15
8,007	Costco Wholesale Corp*	1,282,001	0.73
40,300	CVS Health Corp*	3,180,073	1.81
77,400	DaVita Inc*	4,969,080	2.83
60,046	Delta Air Lines Inc*	2,953,663	1.68
57,300	Dentsply Sirona Inc*	3,307,929	1.89

81,600	eBay Inc [*]	2,422,704	1.38
96,200	Enbridge Inc [*]	4,051,944	2.31
11,000	Five Below Inc [*]	439,560	0.25

16,500	General Dynamics Corp *	2,848,890	1.62
13,000	Genesis Energy LP *	468,260	0.27
24,300	Gilead Sciences Inc *	1,740,123	0.99
30,500	Home Depot Inc *	4,089,440	2.33
129,500	IHS Markit Ltd *	4,585,595	2.61
18,203	Ingersoll-Rand Plc *	1,365,953	0.78
14,000	International Paper Co *	742,840	0.42
35,158	JPMorgan Chase & Co *	3,033,784	1.73
68,000	Kinder Morgan Inc *	1,408,280	0.80
63,400	KKR & Co LP Class Miscella *	975,726	0.56
51,000	Kroger Co *	1,760,010	1.00
30,000	Lamb Weston Holdings Inc *	1,135,500	0.65
45,000	Lennar Corp Class A *	1,931,850	1.10
14,560	Marriott International Inc Class A *	1,203,821	0.69
18,100	McDonald's Corp *	2,203,132	1.26
8,600	NextEra Energy Inc *	1,027,356	0.59
17,500	Nielsen Holdings Plc *	734,125	0.42
13,500	Norfolk Southern Corp *	1,458,945	0.83
65,400	Party City Holdco Inc *	928,680	0.53
10,900	PepsiCo Inc *	1,140,467	0.65
10,188	Philip Morris International Inc *	932,100	0.53
610	Priceline Group Inc *	894,297	0.51
31,400	PVH Corp *	2,833,536	1.62
10,500	Raytheon Co *	1,491,000	0.85
19,849	SBA Communications Corp Class A *	2,049,608	1.17
9,100	Schlumberger Ltd *	763,945	0.44
4,170	Sensata Technologies Holding NV *	162,421	0.09
2,400	Sherwin-Williams Co *	644,976	0.37
22,800	Starbucks Corp *	1,265,856	0.72
24,500	Stericycle Inc *	1,887,480	1.08
79,540	Synchrony Financial *	2,884,916	1.64
7,500	TJX Cos Inc *	563,475	0.32
33,100	Tractor Supply Co *	2,509,311	1.43
12,278	UnitedHealth Group Inc *	1,964,971	1.12
59,191	US Bancorp *	3,040,642	1.73
6,495	Valmont Industries Inc *	915,145	0.52
21,100	Verisk Analytics Inc Class A *	1,712,687	0.98
41,100	Visa Inc Class A *	3,206,622	1.83
48,200	Wec Energy Group Inc *	2,826,930	1.61
10,900	Wells Fargo & Co *	600,699	0.34
187,125	Wesco Aircraft Holdings Inc *	2,797,519	1.59
10,770	Western Digital Corp *	731,821	0.42
19,543	WEX Inc *	2,180,999	1.24

188,800	Whole Foods Market Inc [*]	5,807,488	3.31
12,940	Wyndham Worldwide Corp [*]	988,228	0.56
	米ドル合計	145,504,865	82.92
	株式合計	145,636,363	83.00

数量	銘柄			公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
	不動産投資信託 1.36%				
	米ドル				
49,291	Starwood Property Trust Inc			1,081,937	0.62
43,100	Weyerhaeuser Co			1,296,879	0.74
	不動産投資信託合計 *			2,378,816	1.36
元本	銘柄	利率	満期日	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
	社債 7.95%				
	米ドル				
	Antero Midstream Partners LP/Antero				
340,000	Midstream Finance Corp [†]	5.38%	15/09/2024	347,650	0.20
510,000	Ball Corp [*]	4.38%	15/12/2020	534,862	0.30
12,000	Cenveo Corp [*]	11.50%	15/05/2017	12,045	0.01
480,000	DaVita Inc [*]	5.75%	15/08/2022	503,400	0.29
	Endeavor Energy Resources LP/EER				
120,000	Finance Inc [†]	7.00%	15/08/2021	125,400	0.07
	Endeavor Energy Resources LP/EER				
355,000	Finance Inc [†]	8.13%	15/09/2023	380,737	0.22
1,745,000	Enterprise Products Operating LLC [†]	4.59%	01/08/2066	1,643,406	0.94
930,000	First Data Corp [†]	6.75%	01/11/2020	966,807	0.55
1,600,000	Fresh Market Inc [†]	9.75%	01/05/2023	1,372,000	0.78
470,000	HCA Inc [*]	5.88%	15/03/2022	507,600	0.29
95,000	JC Penney Corp Inc [*]	7.95%	01/04/2017	96,425	0.05
360,000	JC Penney Corp Inc [*]	8.13%	01/10/2019	390,600	0.22
565,000	MagnaChip Semiconductor Corp [*]	6.63%	15/07/2021	491,550	0.28
1,615,000	NGPL PipeCo LLC [†]	7.77%	15/12/2037	1,719,975	0.98
	Niska Gas Storage Canada ULC/Niska				
1,920,000	Gas Storage Canada Finance Corp [*]	6.50%	01/04/2019	1,939,200	1.11
	Prime Security Services Borrower				
490,000	LLC/Prime Finance Inc [†]	9.25%	15/05/2023	534,713	0.30
185,000	Rite Aid Corp [*]	9.25%	15/03/2020	192,169	0.11
945,000	Sabre GLBL Inc [†]	5.25%	15/11/2023	975,117	0.56
195,000	Surgery Center Holdings Inc [†]	8.88%	15/04/2021	208,163	0.12
720,000	Syniverse Holdings Inc [†]	9.13%	15/01/2019	633,600	0.36
450,000	TransCanada PipeLines Ltd [†]	6.35%	15/05/2067	376,875	0.21
	社債合計			13,952,294	7.95
	投資有価証券合計			161,967,473	92.31

先渡為替予約 0.07%

受取額	支払額	満期日	カウンターパーティー	契約数	未実現利益 米ドル	対純資産 比率 %
<i>EUR Hedged Classes</i>						
€ 186,047	US\$ 194,352	15/02/2017	Westpac Banking Corp	9	2,307	0.00
US\$ 214,027	€ 191,638	15/02/2017	Goldman Sachs International	1	11,458	0.01
US\$ 1,348,977	€ 1,259,897	15/02/2017	Westpac Banking Corp	28	17,221	0.01
<i>JPY Hedged Classes</i>						
US\$ 489,785	¥ 50,309,148	15/02/2017	Goldman Sachs International	1	57,467	0.03
US\$ 1,349,794	¥ 153,048,249	15/02/2017	Westpac Banking Corp	4	34,612	0.02
<i>SGD Hedged Classes</i>						
SGD 25,241	US\$ 17,376	15/02/2017	Westpac Banking Corp	2	91	0.00
US\$ 2	SGD 3	15/02/2017	Goldman Sachs International	1	0	0.00
US\$ 92,475	SGD 131,800	15/02/2017	Westpac Banking Corp	11	1,265	0.00
先渡為替予約に係る未実現利益合計					124,421	0.07

先物契約 0.26%

契約数	銘柄	カウンターパーティー	未実現利益 米ドル	対純資産 比率 %
(88)	Russell 2000 Mini Future March 2017	Goldman Sachs & Co	79,890	0.05
(191)	S&P 500 Emini Future March 2017	Goldman Sachs & Co	303,242	0.17
(28)	S&P MidCap 400 Emini Future March 2017	Goldman Sachs & Co	73,040	0.04
(8)	US Long Bond (CBT) Future March 2017	Goldman Sachs & Co	1,157	0.00
先物契約に係る未実現利益合計[±]			457,329	0.26

買建オプション契約¹ 0.02%

契約数	満期日	種類	プレミアム 米ドル	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
コール・オプション					
60	27/01/17	eBay Inc, Strike Price 32	(2,433)	2,040	0.00
24	20/01/17	PVH Corp, Strike Price 95	(2,917)	2,160	0.00
36	16/06/17	SBA Communications Corp, Strike Price 110	(10,856)	15,120	0.01
90	17/02/17	Whole Foods Market Inc, Strike Price 31	(11,246)	11,430	0.01
147	20/01/17	Whole Foods Market Inc, Strike Price 33	(28,927)	1,544	0.00
276	20/01/17	Whole Foods Market Inc, Strike Price 36	(60,365)	828	0.00
プット・オプション					
80	20/01/17	ConAgra Brands Inc, Strike 36	(4,523)	800	0.00
買建オプション契約に係る利益合計[±]				33,922	0.02

¹ オプションの清算ブローカーはゴールドマン・サックス。

	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	162,583,145	92.66

損益を通じて公正価値で測定する金融負債**先渡為替予約(4.88%)**

受取額	支払額	満期日	カウンターパーティー	契約数	未実現損失 米ドル	対純資産 比率 %
<i>CNY Hedged Classes</i>						
CNY 1,322	US\$ 193	15/02/2017	Goldman Sachs International	1	(6)	(0.00)
CNY 1,215	US\$ 175	15/02/2017	UBS London	1	(3)	(0.00)
CNY 141,918	US\$ 20,827	15/02/2017	Westpac Banking Corp	4	(736)	(0.00)
<i>EUR Hedged Classes</i>						
€ 8,549,892	US\$ 9,508,714	15/02/2017	Goldman Sachs International	4	(471,164)	(0.27)
€ 7,902,194	US\$ 8,800,029	15/02/2017	UBS London	2	(447,121)	(0.26)
€ 8,563,675	US\$ 9,519,304	15/02/2017	Westpac Banking Corp	25	(467,187)	(0.27)
US\$ 129,159	€ 123,182	15/02/2017	Westpac Banking Corp	8	(1,049)	(0.00)
<i>JPY Hedged Classes</i>						
/ 2,094,382,152	US\$ 20,392,296	15/02/2017	Goldman Sachs International	2	(2,394,753)	(1.36)
/ 2,044,978,192	US\$ 19,938,363	15/02/2017	UBS London	1	(2,365,361)	(1.35)
/ 2,147,440,514	US\$ 20,843,195	15/02/2017	Westpac Banking Corp	4	(2,389,709)	(1.36)
US\$ 47,033	¥ 5,484,341	15/02/2017	Westpac Banking Corp	2	(95)	(0.00)
<i>SGD Hedged Classes</i>						
SGD 140	US\$ 98	15/02/2017	Goldman Sachs International	1	(1)	(0.00)
SGD 654,145	US\$ 471,556	15/02/2017	Westpac Banking Corp	14	(18,863)	(0.01)
先渡為替予約に係る未実現損失合計					(8,556,048)	(4.88)

売建オプション契約¹(0.08%)

契約数	満期日	種類	プレミアム 米ドル	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
コール・オプション					
80	20/01/17	ConAgra Brands Inc, Strike Price 40	3,877	(5,200)	(0.00)
36	17/03/17	JPMorgan Chase, Strike Price 87.5	7,145	(10,422)	(0.01)
214	17/03/17	Kinder Morgan Inc, Strike Price 26	12,741	(1,070)	(0.00)
130	17/02/17	Nielsen Holdings Plc, Strike Price 45	10,849	(7,800)	(0.00)
250	21/04/17	Party City Holdco Inc, Strike Price 17.5	28,176	(11,875)	(0.01)
16	17/03/17	PVH Corp, Strike Price 105	2,640	(1,920)	(0.00)
41	16/06/17	Synchrony Financial, Strike Price 37	8,143	(10,455)	(0.01)
29	17/02/17	WEX Inc, Strike Price 105	12,280	(25,665)	(0.02)
プット・オプション					
16	20/01/17	Ashland Global Holding Inc, Strike Price 105	2,739	(1,080)	(0.00)
72	16/06/17	Cheniere Energy Inc, Strike Price 35	23,986	(13,248)	(0.01)
103	17/03/17	Cheniere Energy Partners LP, Strike Price 27	20,451	(9,013)	(0.01)
60	20/01/17	ebay Inc, Strike Rate 28	1,108	(1,410)	(0.00)
51	21/07/17	Enbridge Inc, Strike Price 37.5	9,611	(8,033)	(0.00)
214	17/03/17	Kinder Morgan Inc, Strike Price 18	17,652	(5,350)	(0.00)
39	20/01/17	Kroger Company, Strike Price 27.5	574	0	0.00
17	17/03/17	Norfolk Southern C, Strike Price 100	3,974	(3,995)	(0.00)
46	20/01/17	Party City Holdco Inc, Strike Price 12.5	2,781	(1,035)	(0.00)
24	20/01/17	PVH Corp, Strike Price 90	5,363	(5,880)	(0.00)
21	20/01/17	SBA Communications Corp, Strike Price 100	5,848	(2,152)	(0.00)
36	16/06/17	SBA Communications Corp, Strike Price 90	12,904	(9,540)	(0.01)
23	19/05/17	Schlumberger Ltd, Strike Price 72.5	5,507	(3,278)	(0.00)
27	21/04/17	Tractor Supply & Co, Strike Rate 70	5,339	(5,468)	(0.00)
52	21/04/17	Wells Fargo & Co, Strike Price 42	8,893	(1,196)	(0.00)
36	20/01/17	Weyerhaeuser Co, Strike Price 28	3,544	(630)	(0.00)
75	20/01/17	Whole Foods Market Inc, Strike Price 25	5,479	(225)	(0.00)
75	17/02/17	Whole Foods Market Inc, Strike Price 25	8,884	(1,237)	(0.00)

147	20/01/17	Whole Foods Market Inc, Strike Price 26	22,158	(661)	(0.00)
183	20/01/17	Whole Foods Market Inc, Strike Price 28	27,046	(1,555)	(0.00)
87	20/01/17	Wyndham Worldwide Corp, Strike Price 60	9,436	0	0.00
売建オプション契約に係る損失合計[±]				(149,393)	(0.08)

¹ オプションの清算ブローカーはゴールドマン・サックス。

差金決済取引(11.48%)

ユニット 数	銘柄	カウンターパーティー	公正価値 米ドル	対純資 産比率 %
(4,300)	Agilent Technologies Inc	JPMorgan Chase Bank	(195,908)	(0.11)
(9,200)	Best Buy Co Inc	JPMorgan Chase Bank	(392,564)	(0.22)
(7,700)	BJ's Restaurants Inc	JPMorgan Chase Bank	(302,610)	(0.17)
(5,500)	Capital One Financial Corp	JPMorgan Chase Bank	(479,820)	(0.27)
(15,258)	CGI Group Inc - Class A	JPMorgan Chase Bank	(732,842)	(0.42)
(16,800)	Chuy's Holdings Inc	JPMorgan Chase Bank	(545,160)	(0.31)
(9,700)	Citrix Systems Inc	JPMorgan Chase Bank	(866,307)	(0.49)
(15,700)	Consolidated Edison Inc	JPMorgan Chase Bank	(1,156,776)	(0.66)
(460)	Consumer Staples Select Sector Index	Citigroup Global Markets	(976,085)	(0.56)
(2,600)	Cooper Cos Inc	JPMorgan Chase Bank	(454,818)	(0.26)
(10,000)	Core Laboratories NV	JPMorgan Chase Bank	(1,200,400)	(0.68)
(5,000)	Discover Financial Services	JPMorgan Chase Bank	(360,450)	(0.21)
(1,750)	Domino'S Pizza Inc	JPMorgan Chase Bank	(278,670)	(0.16)
(3,200)	Edwards Lifesciences Corp	JPMorgan Chase Bank	(299,840)	(0.17)
(40,000)	First Data Corp Class A	JPMorgan Chase Bank	(567,600)	(0.32)
(3,712)	Flowserve Corp	JPMorgan Chase Bank	(178,362)	(0.10)
(34,100)	Ford Motor Co	JPMorgan Chase Bank	(413,633)	(0.24)
(18,500)	Franklin Resources Inc	JPMorgan Chase Bank	(732,230)	(0.42)
(11,000)	Gap Inc	JPMorgan Chase Bank	(246,840)	(0.14)
(3,600)	Group 1 Automotive Inc	JPMorgan Chase Bank	(280,584)	(0.16)
(5,113)	Hexcel Corp	JPMorgan Chase Bank	(263,013)	(0.15)
(8,200)	Nasdaq Inc	JPMorgan Chase Bank	(550,384)	(0.31)
(8,700)	Newell Rubbermaid Inc	JPMorgan Chase Bank	(388,455)	(0.22)
(3,000)	NVIDIA Corp	JPMorgan Chase Bank	(320,220)	(0.18)
(6,000)	PACCAR Inc	JPMorgan Chase Bank	(383,400)	(0.22)
(12,000)	Paypal Holdings Inc	JPMorgan Chase Bank	(473,640)	(0.27)
(48,000)	Prospect Capital Corp	JPMorgan Chase Bank	(400,800)	(0.23)
(8,000)	Ralph Lauren Corp	JPMorgan Chase Bank	(722,560)	(0.41)
(164)	S&P 500 Growth	Citigroup Global Markets	(490,821)	(0.28)
(9,380)	Sally Beauty Holdings Inc	JPMorgan Chase Bank	(247,819)	(0.14)
(9,000)	Seagate Technology	JPMorgan Chase Bank	(343,530)	(0.20)
(26,000)	Sonic Automotive Inc - Class A	JPMorgan Chase Bank	(595,400)	(0.34)
(14,000)	Southern Co	JPMorgan Chase Bank	(688,660)	(0.39)
(2,603)	Spirit AeroSystems Holdings Inc	JPMorgan Chase Bank	(151,885)	(0.09)
(19,500)	Sprouts Farmers Market Inc	JPMorgan Chase Bank	(368,940)	(0.21)
(6,100)	Tiffany & Co	JPMorgan Chase Bank	(472,323)	(0.27)
(10,200)	Under Armour Inc Class A	JPMorgan Chase Bank	(296,310)	(0.17)
(4,600)	Under Armour Inc Class C	JPMorgan Chase Bank	(115,782)	(0.07)
(18,300)	VF Corp	JPMorgan Chase Bank	(976,305)	(0.56)
(13,000)	Waddell & Reed Financial Inc	JPMorgan Chase Bank	(253,630)	(0.14)
(45,000)	Western Union Co	JPMorgan Chase Bank	(977,400)	(0.56)
差金決済取引に係る損失合計			(20,142,776)	(11.48)

トータル・リターン・スワップ契約(5.81%)

元本	終了日	変動金利 レート ²	参照エンティティ	未実現増価/ (減価)	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
			AMEX Cyclical/Transportation Select			
(1,919,267)	22/02/2017	0.304	Sector SPDR ³	(148,616)	(2,067,882)	(1.18)
(1,477,374)	27/02/2017	0.304	AMEX Utilities Select Sector SPDR ³	(37,709)	(1,515,083)	(0.86)
(345,687)	22/11/2017	0.422	Citigroup Client Basket FOD2 ⁴	8,407	(337,280)	(0.19)
(703,251)	14/08/2017	(0.428)	Goldman Sachs Client Basket NBCB ⁵	(110,292)	(813,543)	(0.46)
(507,760)	18/05/2017	1.122	Goldman Sachs Client Basket NBCD ⁵	(141,109)	(648,870)	(0.37)
(506,358)	14/06/2018	0.772	Goldman Sachs Client Basket NCD2 ⁵	40,530	(465,828)	(0.27)
(623,876)	14/03/2018	2.472	Goldman Sachs Client Basket NML3 ⁵	(43,964)	(667,840)	(0.38)
(858,611)	06/04/2017	(1.478)	Goldman Sachs Client Basket NINV ⁵	(39,066)	(897,677)	(0.51)
			iBoxx USD Liquid High Yield			
(399,998)	20/03/2017	0.998	Index ⁴	(21,542)	(421,540)	(0.24)
(1,084,820)	27/02/2017	0.304	MSCI US Reit Index ³	(52,293)	(1,137,113)	(0.65)
(1,210,573)	06/03/2017	(0.096)	S&P Retail Select Industry Index ³	(12,388)	(1,222,961)	(0.70)
トータル・リターン・スワップ契約に係る未実現損失合計				(558,042)	(10,195,617)	(5.81)

² 1カ月物LIBORは、3カ月物LIBORをベンチマークとするiBoxx USD Liquid High Yield Indexを除き、全てのトータル・リターン・スワップ契約のベンチマークである。

³ これらのトータル・リターン・スワップ契約のカウンターパーティーはJPモルガン・チェース・バンク。

⁴ これらのトータル・リターン・スワップ契約のカウンターパーティーはシティグループ・グローバル・マーケッツ。

⁵ これらのトータル・リターン・スワップ契約のカウンターパーティーはゴールドマンサックス・インターナショナル。

	公正価値 米ドル	対純資産 比率 %
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	(39,043,834)	(22.25)
損益を通じて公正価値で測定する純金融資産	123,539,311	70.41
その他純資産	51,932,000	29.59
償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	175,471,311	100.00

ポートフォリオ分析	米ドル	対資産 比率 %
* 証券取引所への上場が認められている譲渡性証券、短期金融商品	152,510,230	70.53
** 規制市場で取り扱われる譲渡性証券、短期金融商品	172,800	0.08
† その他の譲渡性証券、短期金融商品	9,284,443	4.29
± 規制市場で取引されている金融デリバティブ商品	341,858	0.16
店頭金融デリバティブ商品	(38,770,020)	(17.93)
投資有価証券合計	123,539,311	57.13

監査済み財務諸表注記

1. 重要な会計方針

ニューパーガー・パーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー（以下「当社」という）が採用している重要な会計方針は以下のとおりである。

財務諸表作成の基礎

財務諸表は、アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計基準、ならびに、2014年の会社法、2011年改正欧州委員会指令（譲渡可能証券への集合投資事業）、2013年中央銀行法（監督および施行）48条（1）（譲渡可能証券への集合投資事業）2015年規制（2015年のS.I.No.420）（「中央銀行UCITS規制」）およびアイルランド証券取引所上場規則で構成されるアイルランドの法令に従って作成されている。財務諸表は、財務報告基準（以下「FRS」という）第102号「英国およびアイルランド共和国における財務報告基準」に準拠して作成されている。財務諸表の作成において、真正かつ公平な見方を示すアイルランドで一般に認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が公開、財務報告評議会（以下「FRC」という）が発行するものである。

財務諸表は原価法により作成されており、損益を通じて測定する公正価値で保有されている金融資産および金融負債の再評価により修正されている。評価時間は、関連取引日の午後4時（アイルランド時間）である。取引日は各営業日、もしくは取締役が事前に決定し、管理会社および受益証券保有者に通知する他の期日である。

財務諸表の形式と特定の表現は、2014年会社法、FRS第102号から採用されており、そのため、取締役の見解では、投資ファンドとしての当社の事業の性質をより適切に反映している。当社は、特定のオープンエンド型投資ファンドが利用可能である、FRS第102号において定められたキャッシュフロー計算書作成免除の利用基準を満たしている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

(i) 分類

当社は、国際会計基準（以下「IAS」という）第39号「金融商品：認識および測定」の認識および測定に関する規定ならびにFRS第102号の開示および表示要件を、すべての金融商品の会計処理に適用することを選択した。IAS第39号に従い、当社はすべての投資を、損益を通じて公正価値で測定する金融資産あるいは金融負債に分類した。受取ポジションにあるすべてのデリバティブ（公正価値がプラスのもの）、買建オプションは、売買目的保有の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含まれる。支払ポジションにあるすべてのデリバティブ（公正価値がマイナスのもの）、売建オプションは、売買目的保有の損益を通じて公正価値で測定する金融負債に含まれる。

損益を通じた公正価値で測定しない金融資産には、ブローカー預け金、受取勘定が含まれ、これらは貸付金および債権に分類される。

損益を通じた公正価値で測定しない金融負債には、償却原価で測定するブローカー預り金、支払勘定が含まれる。

(ii) 当初測定

金融商品の売買は、財務報告上、取引日に計上される。金融商品の売却に係る実現損益は、先入れ先出し法を用いて求められる。損益を通じた公正価値で測定する金融資産に分類される金融商品は、当初、公正価値で測定され、このような商品の取引費用は損益計算書で直接計上されている。

(iii) 事後測定

当初測定後、当社は損益を通じた公正価値で測定する金融商品を公正価値で測定する。公正価値とは、公正妥当な取引において知識のある自発的な当事者間で資産を交換できるか、もしくは負債を決済できる金額である。金融商品の公正価値は、貸借対照表日の認められた取引所での公表相場価格、または未上場商品の場合には定評のあるブローカーやカウンターパーティーから入手した相場価格に基づいており、将来の見積り売却費用は控除していない。IAS第39号に従い、当社の証券およびその他資産は、償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産（「純資産」）を決定するため2016年12月31日時点の最終取引価格で評価される。

ただし、その公正価値をより良く反映させるためには調整が必要であると考えられる場合、取締役が金融資産の価値を調整することがある。認められた証券取引所で、またはブローカーやカウンターパーティーから公表されている相場価格を入手できない場合、推定実現価値が当社の評価方針に従い慎重かつ誠実に算定される。このような推定実現価値は、最近の公正妥当な市場取引の使用、実質的に同等の他の商品の公正価値の参照、割引キャッシュフロー法、オプション価格決定モデル、また実際の市場取引で入手した信頼できる見積り価格を提供するその他の手法などの評価手法を用いて管理会社によって決定されることもある。損益を通じた公正価値で測定する金融商品の公正価値の事後の変動は、損益計算書に計上される。

特定の指数の値における変更により、ポートフォリオが外国株式銘柄について受領する見込みである価格を、海外証券取引所の終値がもはや示していない可能性が示唆される場合、もしくは海外市場が休場で米国市場が開いている日に関して、取締役は、外国株式銘柄の公正価値決定の支援を目的として、インタラクティブ・データ・プライシング・アンド・リファレンス・データ社（以下「インタラクティブ社」）の利用を承認した。このいずれの場合においても、インタラクティブ社は、複数の要素（間接的な価格を使用するため、レベル2の指数）のヒストリカルな相関に関する統計的分析を活用して、特定の外国株式銘柄の調整価格を提供する。ニューヨーク証券取引所の引け時点の外国株式銘柄の市場価格について正確な情報を欠く場合において、取締役は利用可能データに基づき、この方法で調整された価格が、各銘柄の主要取引所の引け時点で成立する価格よりも、ポートフォリオにおいて実現可能である直近の売却価格により近い可能性が高いと判断した。

- (iv) 金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合、あるいは金融資産が譲渡されて、この譲渡がIAS第39号に従った認識の中止にあたる場合、当社は金融資産の認識を中止する。受取利息または支払利息は、契約条件に従い、それぞれ金利収入または金利費用に発生する。契約に定められている義務が解除、取消、消滅となった場合、当社は金融負債の認識を中止する。

不動産投資信託

不動産投資信託のユニットまたは受益証券は、直近の入手可能な純資産価額、規制市場に上場していたり、規制市場で取引されている場合には、直近の取引価格または中間気配値、あるいは入手不可能であるか代表するものではない場合には、この集合投資ファンドと関連があるとみなされる直近の純資産価額で評価される。

投資ファンド

投資ファンドのユニットであるか、または投資ファンドに参加する投資の公正価値は、当該ユニットまたは参加の直近の入手可能な未監査の純資産価額である。上場ファンドのユニットまたは受益証券は直近の入手可能な純資産価額、規制市場に上場していたり、規制市場で取引されている場合には、直近の取引価格で評価される。

参加証券

ポートフォリオは、参加証券に投資することがある。全額払い込み済みで行使価格がゼロである参加証券のリスク・リターン特性は、ポートフォリオが原資産である株式を直接取得していた場合と同じである。このような参加証券は、原資産である株式が上場している証券取引所または主要な市場における、原資産である株式の直近の買呼値、あるいは買呼値が入手不可能であるか、または代表するものでない場合には、そのような取引所または市場での直近の入手可能な中間価格で評価される。

モーゲージ証券

モーゲージ証券は、通常、各取引内で証券の別トランシェまたは別クラスとして発行される。これらの証券も、通常、ブローカー・ディーラーの気配値、または社内の価格決定モデルからの見積評価額を用いる価格決定サービス・プロバイダーによって評価される。これらの証券の価格決定モデルは、通常、各トランシェのトランシェ・レベルの属性、直近の市場データ、見積キャッシュフロー、市場ベースのイールドスプレッドを考慮し、入手可能であれば取引の担保のパフォーマンスを組み込む。

TBA証券

ポートフォリオは、通常の決済期間を越えた将来の期日に固定ユニット価格で証券を購入するために、To Be Announced（以下「TBA」という）の購入契約を結ぶことがある。ユニット価格は定められているが、元本は最終決定していない。ポートフォリオは決済日まで、購入価格を十分支払うことができるだけの現金もしくは高格付け債を保有、保持する。またはポートフォリオは、保有する他の証券の将来の売却について、相殺契約を結ぶことがある。証券の利益は、決済日まで発生しない。未決済のTBA購入契約は直近の市場価格で評価される。

ポートフォリオは、ポートフォリオのポジションをヘッジするために、あるいは特約日受渡契約で保有するモーゲージ証券を売却するために、TBA売却契約を結ぶことがある。TBA売却契約の収入は、契約上の決済日までには受け取ることができない。TBA売却契約が未決済である間、同等の受渡適格TBA、または決済日またはそれ以前に受渡可能な相殺TBA購入契約が、この取引の「カバー」として保有される。未決済のTBA売却契約は、通常、先述の会計方針に記載された手順に従い、直近の市場価格で評価される。

先渡為替契約

先渡為替契約とは、将来のある期日に所定の価格で通貨を売買する二者間契約を指す。先渡為替契約の市場価値は、将来の為替レートの変動に伴って増減する。先渡為替契約は日々値洗いされ、価値の変動はポートフォリオが未実現損益として計上される。実現損益は、契約開始時の価値と、契約終了時の価値の差異に等しく、通貨の受渡時または受領時、もしくは先渡為替契約が同一のブローカーとの他の先渡為替契約の締結によって相殺される場合は、純損益の決済時に計上される。

先物取引契約

当初証拠金は、先物取引の契約時に、通常は現金および現金同等物で差し入れられる。先物取引契約の公正価値は、日々の決済価格に基づく。未決済の先物取引契約の価値の変動は、実現損益が認識される契約終了時まで、先物取引契約の未実現損益として認識される。未決済の先物取引契約の損益は、各関連ファンドの投資有価証券明細表、また必要に応じて、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債として貸借対照表に記載されている。

スワップ契約

スワップ契約とは、ある商品によって生成されるリターンを他の商品のリターンと交換するために、ポートフォリオとカウンターパーティーとの間で非公開に交渉する契約である。一部のスワップ契約はネット決済である。店頭（以下「OTC」という）スワップ契約を締結する際、また取引期間中、ポートフォリオおよびスワップのカウンターパーティーは、各スワップ契約の条件に従い、デフォルトや破綻、支払不能が発生した場合に資産に価値と償還請求権を与えるために、現金または有価証券を担保として差し入れるか、または受領することがある。

金利スワップ

ポートフォリオは金利スワップ契約を結ぶことがあり、これは、ポートフォリオの金利エクスポージャーを管理するために、想定元本に基づいてキャッシュフローを交換する二者間の取り決めである。金利スワップ契約は、場合によってカウンターパーティー、あるいは価格決定サービスからの呼値に基づき、日々値洗いを行う。また価値の変動があれば、未実現損益として計上される。支払額または受取額は、実現損益の一部として計上される。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップとは二者間の金融契約であり、これに基づきプロテクションの買い手は、対象の事業体に係る破綻、デフォルト、再編などのクレジット・イベントの発生に付随するプロテクションの売り手による支払と引き換えに、通常、想定元本に対する年率のベースポイントで表示される手数料を支払う。クレジット・イベント、および付随的な支払を決定するために適用される決済方法については、取引時にカウンターパーティー間で交渉する。

クレジット・イベントが宣言されると、プロテクションの買い手は契約を決済する権利をもつ。決済は通常、現物で行われ、プロテクションの買い手は、契約の想定元本を上限に対象の事業体の債券を受け渡す権利をもつ。これと引き換えに、プロテクションの買い手は、債務の額面価格を受け取る。プロテクションの売り手は、債券または債務の代替資産の買いと合成的に同等である。プロテクションの買いは、債券またはその他のクレジット・エクスポージャーの合成的な空売りまたはヘッジと同等である。

クレジット指数のクレジット・デフォルト・スワップ契約とは、クレジット指数を構成する対象の事業体のすべて、または一部で償却、元本不足、金利不足、デフォルトなどが発生した際に特定のリターンを受け取る権利と引き換えに、一方の当事者がもう一方の当事者に支払を行うものである。クレジット指数は、クレジット市場全体のある部分を代表することを目的としたクレジット商品またはクレジット・エクスポージャーのバスケットのリストである。指数の構成銘柄は、投資適格証券、高利回り証券、アセットバック証券、エマージング市場証券、各セクター内の様々な格付けの証券などである。クレジット指数は、固定スプレッドなどの標準化された条件で、標準的な満期で、クレジット・デフォルト・スワップを用いて取引される。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、その指数に含まれるすべての銘柄を参照し、デフォルトが発生した場合には、当該銘柄の指数におけるウェイトに基づいて、そのクレジット・イベントは決済される。指数の構成銘柄は、定期的に、通常は6ヶ月ごとに入れ替えられ、大部分の指数では各銘柄は等加重である。

クレジット・デフォルト・スワップ契約の使用は、ポートフォリオへのメリットが、原資産である商品への直接投資によって得られるメリットを正確に反映する範囲、またスワップが、そうでなければ想定されないリスクにポートフォリオをさらさない範囲に制限されている（クレジット・デフォルト・スワップのカウンターパーティーに対するエクスポージャーを除く）。プロテクションの売り手としてポートフォリオが受領する前払金は、ポートフォリオの勘定に負債として計上される。プロテクションの買い手としてポートフォリオが支払う前払金は、ポートフォリオの勘定に資産として計上される。ポートフォリオが授受する支払は、実現損益として計上される。クレジット・デフォルト・スワップは、価格決定サービス・プロバイダーを利用して評価される。価格決定サービス・プロバイダーを利用できない場合、契約は、カウンターパーティーからの呼値に基づいて、または評価モデルを用いる算定に基づいて、日々値洗いを行う。変動がある場合は、未実現損益として計上される。クレジット・イベント、または契約終了の結果、授受する支払は、前払金の比例相当額を控除して実現損益として認識される。

トータル・リターン・スワップ

ポートフォリオは、LIBORまたは他の指数を上回る、もしくは下回る一定のリターンを追求して、ポートフォリオの資産の構成を反映している指数のリターンを取引するために、トータル・リターン・ストラクチャード・スワップ取引を行うことがある。ポートフォリオが授受するリターンについては、スワップ取引の前に交渉し、スワップの期間を通じて固定する。

ポートフォリオは、直接投資や、先物契約といったその他のデリバティブを用いるのが現実的、あるいは経済的でないような状況において、市場エクスポージャーを得るために、トータル・リターン・ストラクチャード・スワップ取引を行うことがある。スワップはカウンターパーティーから受け取る相場価格に基づいて、あるいは価格決定サービスを利用して、また場合によっては評価モデルを用いた算定に基づいて日々値洗いする。評価モデルで用いる重要な前提と計算式は、個別のタームシートで明確に定められている。通常、トータル・リターンは、指数の日々の水準、または日次価格に事前に定められた想定元本を掛け合わせた値によって決まる。全体を評価するために、資金調達部分は組み込まれている。

評価額の変動があれば、未実現損益として計上される。支払の授受は、実現損益として計上される。当社は投資有価証券明細表において年末時点のトータル・リターン・スワップ契約残高を開示している。

クロスカレンシー・スワップ

クロスカレンシー・スワップ契約とは、後日、所定の為替レートで解消することに合意している2つの異なる通貨を交換する二者間の取り決めである。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポットレートで行われる。満期での再交換は、所定の同一の為替レート、あるいはその時点で直近のスポットレートで行われる。該当する場合、契約開始時に二通貨で入手可能な金利に基づき、二者間で利息が支払われる。クロスカレンシー・スワップ契約の期間は、何年も延長することがある。クロスカレンシー・スワップについては通常、商業銀行、投資銀行と交渉される。クロスカレンシー・スワップによっては、元本のキャッシュフローではなく、利息のキャッシュフローのみを交換するものもある。

スワップション

ポートフォリオがスワップションを売り建てる場合、ポートフォリオが受領したプレミアムと同じ額が負債として計上され、その後売り建てスワップションの直近の公正価値に合わせてこの金額が調整される。行使されず失効した売り建てスワップションから受領するプレミアムは、ポートフォリオによって失効日に実現利益として処理される。売り建てたコール・スワップションが権利行使された場合、プレミアムは実現損益を決定する際に原資産であるスワップの売却収入に加算される。売り建てたプット・スワップションが権利行使された場合、プレミアムは購入したスワップの基準原価から差し引かれる。

ポートフォリオがスワップションを買い建てる場合、ポートフォリオにより支払われたプレミアムと同じ額が資産として計上され、その後買い建てスワップションの直近の公正価値に合わせてこの金額が調整される。行使されず失効した買い建てスワップションに支払われたプレミアムは、失効日に実現損失として処理される。購入したペイヤー・スワップションが行使された場合、プレミアムはポートフォリオが損益を実現したかどうかを判定する際に原資産であるスワップの収入から差し引かれる。購入したレシーバー・スワップションが行使された場合、プレミアムは、スワップ取引された変動金利投資の基準原価に加算される。スワップションは、プライシングベンダーあるいはカウンターパーティーのプライシングソースのいずれかから取得した価格を通じて計上される。

オプション

ポートフォリオがオプションを売り建てる場合、ポートフォリオが受領したプレミアムと同じ額が負債として計上される。そして売り建てオプションの直近の公正価値が、後にこの金額で調整される。行使された売り建てコール・オプションのプレミアムは、実現損益を決定する際の原資産である証券または外国通貨の売却収入に加えられる。行使された売り建てプット・オプションのプレミアムは、証券または外国通貨の取得コストから差し引かれる。失効した売り建てオプションから受領したプレミアムは、実現利益として処理される。行使された買い建てプット・オプションのプレミアムは、実現損益を決定する際の原資産である証券または外国通貨の売却収入から差し引かれる。行使された買い建てコール・オプションについて支払われたプレミアムは、証券または外国通貨の取得コストに加えられる。未行使のまま失効したオプションの購入について支払われたプレミアムは、実現損失として処理される。上場オプションは、関連取引所が決定する決済価格で評価される。

差金決済取引

差金決済取引は、差金決済取引の基準通貨に転換された原資産である証券の市場終値から、別々に計上されている各契約に帰属する金融費用を差し引いた金額に基づいて評価される。直近の市場価値は貸借対照表に示されている。差金決済取引の締結にあたり、当社は、契約額の一定割合に等しい現金またはその他の資産を担保としてブローカーに差し入れるよう求められることがある（以下「当初証拠金」という）。その後は原資産である証券の価値の変動に応じて、当社は定期的に「変動証拠金」を授受する。差金決済取引の契約期間中、契約額の評価の変動は未実現損益として計上され、原資産である証券の価値を反映させるために各評価日に値洗いされる。契約終了時の実現損益は、差金決済取引の開始時の価値（金融費用を含む）と、終了時の価値との差に相当する。未決済の差金決済取引に帰属する配当金（源泉税控除後）は、年度末に未収配当金とみなされる。

金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利があり、純額ベースで決済する意図がある場合、もしくは資産の認識と負債の決済を同時に行う場合、金融資産および金融負債は相殺されて貸借対照表には純額が計上される。

現金及び現金同等物

現金には銀行の当座預金を含む。現金同等物とは、容易に一定金額に換金可能で、価値が変動するリスクは小さく、投資やその他の目的ではなく、短期の現金支払義務を果たすために保有されている短期の流動性が高い投資である。

現金及び現金同等資産は、（投資会社、管理会社と相談の上）取締役の意見で真の価値を反映させるために調整が必要な場合を除き、額面と、妥当であれば関連取引日の評価ポイントに対する未収利息で評価される。

当社の現金口座

当社の現金口座の多くが、アイルランド中央銀行の指針「Umbrella Funds – Cash Accounts Holding Subscription, Redemption and Dividend Monies」に従い、当社に代わり、管理会社により運営されている。これらの現金口座は、投資家から受領した未処理の申込金、投資家への未償還資金、および/もしくは、その他投資家に支払うべき金額の回収のためにブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ（アイルランド）リミテッド（以下「保管決済機関」という）に開設されており、当社の資産と見なされる。これらの現金口座の残高は、資産に対応する同額の適切な負債として、当社の貸借対照表に反映される。

外貨換算

機能表示通貨

ニューバーガー・パーマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド及びニューバーガー・パーマン・コーポレート・ハイブリッド・ファンドの機能表示通貨はユーロである。ニューバーガー・パーマン・チャイナ・オンショア・ボンド・ファンドの機能表示通貨は人民元である。他のすべてのポートフォリオの機能表示通貨は米ドルである。当社の純資産の大部分の基準通貨は米ドルであるため、米ドルが集計通貨としては最適と思われる。

取引及び残高

ポートフォリオの機能通貨以外の通貨建てである資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで機能通貨に換算される。ポートフォリオの機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における実勢為替レートで機能通貨に換算される。為替取引の損益は、当年度の運用成績を決定するにあたり損益勘定に計上される。

機能通貨以外での払込金と償還可能な参加型受益証券の償還金は、取引日における実勢為替レートで機能通貨に換算される。貸借対照表は年末時点の為替レートをを用いて換算される。損益計算書、純資産変動計算書は、年間の平均レートで換算される。

利益および費用の認識

受取配当金は、ポートフォリオがその情報を合理的に入手可能な範囲で、関連証券の「配当落ち」日に損益勘定において認識される。受取配当金および受取利息は、回収不可能な源泉税を含めて表示され、損益勘定に別々に開示されて税額が控除される。銀行預金利息は受領ベースで会計処理される。

受取利息および費用は、すべての債務商品について実効金利法を用いて損益勘定において認識される。実効金利法とは、関連期間にわたり、金融資産または金融負債の償却コストを算出したり、受取利息または支払利息を配分したりする方法

である。実効金利とは、予想される金融商品の期間を通じて、もしくは妥当であれば、もっと短い期間に、金融資産または金融負債の簿価額純額に、将来の現金授受の見積り額を正確に割り引く金利である。

投資の実現損益

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却による実現損益は、先入れ先出し法で算出される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却に係る、購入日と売却日の間の関連する為替レートの変動は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益(損失)に含まれる。投資に係る取引は、ポートフォリオが当該資産の売買を約束する期日である取引日に会計処理される。

税金

現行の法律および実務の下で、当社は1997年改正所得税法第739B(1)条に規定する投資会社としての資格を有している。これにもとづけば、関連する収入または利益に対してアイルランドの税金は課税されない。ただし、当社において課税対象事由が発生した場合、アイルランドの税金が生じることがある。

課税対象事由とは、受益証券保有者への分配金の支払や換金、償還、株式の譲渡、および当該株式の取得から8年間の各年末時点での株式保有などである。以下に係る課税対象事由について、当社ではアイルランドの税金は発生しない。

- (i) 課税対象事由の発生時点で、税務上、アイルランド居住者でもアイルランドの通常居住者でもない受益証券保有者。ただし、当社が1997年改正所得税法の規定に従った適切かつ有効な申告書を提出するものとする。
- (ii) 当社に必要な法定申告書を提出しているアイルランドで非課税の居住者である受益証券保有者。

当年度に課税対象事由は発生しなかった。

(もしあれば投資に対して)当社が受領したキャピタルゲイン、配当金、利息には、投資収益を受け取った国から源泉税が課されることがある。当社またはその受益証券保有者は、このような税金を回収することはできない。

2010年財政法の規定では、関連する申告書が提出されていない場合に、アイルランドの税金を控除せずに非居住者の投資家に支払うために、「同等の指標」を満たすことを条件に、税務委員はアイルランド国外で売り出される投資ファンドを承認することがある。承認を受けようとする会社は、関連する条件の順守を確認する税務委員に書面で申請しなければならない。2016年12月31日現在、当社は、税務委員からの承認を申請していない。

償還可能参加型受益証券

償還可能参加型受益証券は保有者の選択で償還可能であり、金融負債に分類される。これらの受益証券の分配金は、損益勘定において金融費用として認識される。償還可能参加型受益証券は、ポートフォリオの純資産価額の比例分に等しい現金と引き換えに取引日にポートフォリオに戻すことができる。保有者がポートフォリオに受益証券を戻す権利を行使した場合、償還可能参加型受益証券は貸借対照表日時点で未払いの償還額で計上される。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>

平成30年2月28日現在

資産総額	57,665,171円
負債総額	99,592円
純資産総額（ - ）	57,565,579円
発行済数量	55,080,908口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0451円

米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>

平成30年2月28日現在

資産総額	251,506,480円
負債総額	227,183円
純資産総額（ - ）	251,279,297円
発行済数量	259,972,447口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9666円

（参考）

DIAMマネーマザーファンド

平成30年2月28日現在

資産総額	1,036,053,930円
負債総額	1,000,000円
純資産総額（ - ）	1,035,053,930円
発行済数量	1,024,893,826口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0099円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成30年2月28日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（平成30年2月28日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成30年2月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,257,720,530,964
追加型株式投資信託	857	12,384,185,355,140
単位型公社債投資信託	55	221,953,626,069
単位型株式投資信託	138	898,562,479,964
合計	1,088	14,762,421,992,137

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．委託会社は、第32期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	12,951,736	27,972,477
金銭の信託	13,094,914	12,366,219
有価証券	-	297,560
未収委託者報酬	4,460,404	10,164,041
未収運用受託報酬	1,859,778	7,250,239
未収投資助言報酬	277,603	316,414
未収収益	205,097	52,278
前払費用	44,951	533,411
繰延税金資産	341,078	678,104
その他	40,689	445,717
流動資産計	33,276,255	60,076,462
固定資産		
有形固定資産	658,607	1,900,343
建物	1 29,219	1 1,243,812
車両運搬具	1 549	1 -
器具備品	1 184,683	1 656,235
建設仮勘定	444,155	295
無形固定資産	1,706,201	1,614,084
商標権	7	5
ソフトウェア	1,645,861	1,511,558
ソフトウェア仮勘定	53,036	98,483
電話加入権	7,148	3,934
電信電話専用施設利用権	146	103
投資その他の資産	6,497,772	10,055,336
投資有価証券	458,701	3,265,786
関係会社株式	3,229,196	3,306,296
長期差入保証金	2,040,945	1,800,827
前払年金費用	-	686,322
繰延税金資産	679,092	893,887
その他	89,835	102,215
固定資産計	8,862,580	13,569,764
資産合計	42,138,836	73,646,227

（単位：千円）

	第31期 （平成28年3月31日現在）	第32期 （平成29年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	966,681	1,169,128
未払金	2,055,332	4,745,195
未払収益分配金	-	1,027
未払償還金	49,873	57,332
未払手数料	1,744,274	4,062,695
その他未払金	261,185	624,140
未払費用	3,076,566	7,030,589
未払法人税等	1,223,957	1,915,556
未払消費税等	352,820	891,476
賞与引当金	728,769	1,432,264
役員賞与引当金	-	27,495
流動負債計	8,404,128	17,211,706
固定負債		
退職給付引当金	997,396	1,305,273
役員退職慰労引当金	154,535	-
時効後支払損引当金	-	216,466
本社移転費用引当金	-	942,315
固定負債計	1,151,932	2,464,055
負債合計	9,556,060	19,675,761
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	-	17,124,479
利益剰余金	28,000,340	31,899,643
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	27,877,047	31,776,350
別途積立金	22,030,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	5,347,047	6,696,350
株主資本計	32,428,818	53,452,601
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	153,956	517,864
評価・換算差額等計	153,956	517,864
純資産合計	32,582,775	53,970,465
負債・純資産合計	42,138,836	73,646,227

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	30,188,445		56,355,754	
運用受託報酬	7,595,678		12,834,241	
投資助言報酬	993,027		1,002,482	
その他営業収益	724,211		378,715	
営業収益計		39,501,363		70,571,194
営業費用				
支払手数料	12,946,176		24,957,038	
広告宣伝費	468,931		838,356	
公告費	258		991	
調査費	7,616,390		15,105,578	
調査費	4,969,812		7,780,474	
委託調査費	2,646,578		7,325,104	
委託計算費	412,257		891,379	
営業雑経費	548,183		1,102,921	
通信費	34,855		51,523	
印刷費	436,756		926,453	
協会費	23,698		37,471	
諸会費	40		74	
支払販売手数料	52,833		87,399	
営業費用計		21,992,198		42,896,265
一般管理費				
給料	5,382,757		8,517,089	
役員報酬	242,446		220,145	
給料・手当	4,431,015		7,485,027	
賞与	709,295		811,916	
交際費	43,975		66,813	
寄付金	2,628		13,467	
旅費交通費	254,276		297,237	
租税公課	180,892		430,779	
不動産賃借料	1,128,367		1,961,686	
退職給付費用	226,460		358,960	
固定資産減価償却費	902,248		825,593	
福利厚生費	36,173		39,792	
修繕費	31,617		27,435	
賞与引当金繰入額	728,769		1,432,264	
役員賞与引当金繰入額	-		27,495	
役員退職慰労引当金繰入額	49,320		-	
役員退職慰労金	5,250		63,072	
機器リース料	140		210	
事務委託費	251,913		1,530,113	
事務用消耗品費	70,839		127,265	
器具備品費	14,182		271,658	
諸経費	214,532		129,981	
一般管理費計		9,524,346		16,120,918
営業利益		7,984,819		11,554,010

（単位：千円）

	第31期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）		第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		2,079		537
受取配当金		25,274		51,036
時効成立分配金・償還金		-		103
為替差益		3,996		7,025
投資信託解約益		-		2
雑収入	1	6,693	1	18,213
営業外収益計		38,044		76,918
営業外費用				
投資信託解約損		-		31,945
投資信託償還損		-		47,201
金銭の信託運用損		305,368		552,635
時効成立後支払分配金・償還金		-		39
時効後支払損引当金繰入額		-		209,210
営業外費用計		305,368		841,031
経常利益		7,717,494		10,789,897
特別利益				
固定資産売却益	2	-	2	2,348
投資有価証券売却益		3,377		-
貸倒引当金戻入益		-		8,883
訴訟損失引当金戻入益		-		21,677
その他特別利益		-		746
特別利益計		3,377		33,655
特別損失				
固定資産除却損	3	624	3	23,600
固定資産売却損	4	2,653	4	10,323
投資有価証券評価損		-		12,085
ゴルフ会員権評価損		6,307		4,832
訴訟和解金		-		30,000
本社移転費用	5	-	5	1,511,622
特別損失計		9,584		1,592,463
税引前当期純利益		7,711,286		9,231,089
法人税、住民税及び事業税		2,557,305		2,965,061
法人税等調整額		27,424		177,275
法人税等合計		2,584,730		2,787,786
当期純利益		5,126,556		6,443,302

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000
当期純利益									5,126,556
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,550,000	-	-	32,556
当期末残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,417,784	29,846,262	252,905	252,905	30,099,168
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	5,126,556	5,126,556			5,126,556
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)			98,949	98,949	98,949
当期変動額合計	2,582,556	2,582,556	98,949	98,949	2,483,607
当期末残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000
当期純利益									6,443,302
合併による 増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	-	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による 増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	363,907	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企业年金制度（キャッシュバランス型）について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(6) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。 なお、本社移転費用引当金繰入額は、本社移転費用に含めて表示しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計方針の変更

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ42,532千円増加しております。

追加情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 当社は、平成28年9月7日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度末日までに217,608千円を支給し、役員退職慰労引当金全額を取り崩しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第31期 （平成28年3月31日現在）	第32期 （平成29年3月31日現在）
建物	767,802	53,098
車両運搬具	4,374	-
器具備品	562,853	734,064

（損益計算書関係）

1. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（千円）

	第31期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
雑収入	4,715	8,183

2. 固定資産売却益の内訳

（千円）

	第31期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
建物	-	546
車両運搬具	-	696
器具備品	-	1,104

3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
器具備品	182	4,727
ソフトウェア	442	2,821
電話加入権	-	16,052

4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
建物	-	543
器具備品	2,653	9,779

5. 本社移転費用の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	-	942,315
旧本社不動産賃借料	-	418,583
賃貸借契約解約損	-	150,723

(株主資本等変動計算書関係)

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	-	40,000

（注）普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成29年6月21日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種 類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,951,736	12,951,736	-
(2) 金銭の信託	13,094,914	13,094,914	-
(3) 未収委託者報酬	4,460,404	4,460,404	-
(4) 未収運用受託報酬	1,859,778	1,859,778	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	381,005	381,005	-
資産計	32,747,840	32,747,840	-
(1) 未払手数料	1,744,274	1,744,274	-
負債計	1,744,274	1,744,274	-

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
非上場株式	77,696	337,468
関係会社株式	3,229,196	3,306,296

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	12,951,736	-	-	-
(2) 金銭の信託	13,094,914	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	4,460,404	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	1,859,778	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	-	-	-

第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第31期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	365,683	146,101	219,581
投資信託	15,322	13,000	2,322
小計	381,005	159,101	221,903
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	381,005	159,101	221,903

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額77,696千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第32期(平成29年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	609,710	146,101	463,608
投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	231,889	241,951	10,061
小計	231,889	241,951	10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額337,468千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	5,927	3,377	-

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	717,905	2	79,146

(注) 投資信託の「売却額」、「売却の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度(積立型制度であります)及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度の一部は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度(複数事業主制度を含む)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第31期	第32期
	(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	973,035	1,086,550
勤務費用	134,944	189,127
利息費用	8,660	10,905
数理計算上の差異の発生額	21,441	89,303
退職給付の支払額	51,531	144,062
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による増加	-	1,486,547
退職給付債務の期末残高	1,086,550	2,718,372

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第31期	第32期
	(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	-	-
期待運用収益	-	16,033
数理計算上の差異の発生額	-	1,894
事業主からの拠出額	-	37,402
退職給付の支払額	-	28,876
合併による増加	-	1,336,984
年金資産の期末残高	-	1,363,437

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	-	1,275,346
年金資産	-	1,363,437
	-	88,090
非積立型制度の退職給付債務	1,086,550	1,443,026
未積立退職給付債務	1,086,550	1,354,935
未認識数理計算上の差異	79,449	430,203
未認識過去勤務費用	9,704	4,852
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	997,396	919,879
退職給付引当金	997,396	1,245,019
前払年金費用	-	325,140
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	997,396	919,879

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
勤務費用	134,944	189,127
利息費用	8,660	10,905
期待運用収益	-	16,033
数理計算上の差異の費用処理額	31,542	78,229
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
その他	2,268	7,498
確定給付制度に係る退職給付費用	182,267	274,580

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
株式	-	31.5%
債券	-	29.0%
共同運用資産	-	24.1%
生命保険一般勘定	-	10.5%
現金及び預金	-	4.6%
合計	-	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
割引率	0.89%	0.02% ~ 1.09%
長期期待運用収益率	-	2.50%
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 8.73%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	-
退職給付費用	-	22,562
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	-	36,177
合併による増加	-	287,313
退職給付引当金の期末残高	-	300,927

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	-	789,261
年金資産	-	1,150,443
		361,181
非積立型制度の退職給付債務	-	60,254
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	300,927
退職給付引当金	-	60,254
前払年金費用	-	361,181
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	300,927

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 - 千円 当事業年度22,562千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度44,193千円、当事業年度61,817千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	79,702	124,081
未払事業所税	5,581	11,054
賞与引当金	224,898	441,996
未払法定福利費	28,395	80,909
資産除去債務	13,244	86,421
減価償却超過額(一括償却資産)	3,389	10,666
減価償却超過額	136,503	116,920
繰延資産償却超過額(税法上)	1,339	32,949
退職給付引当金	305,591	399,808
役員退職慰労引当金	47,318	-
時効後支払損引当金	-	66,282
ゴルフ会員権評価損	3,768	14,295
関係会社株式評価損	166,740	191,166
未払給与	-	12,344
本社移転費用引当金	-	289,865
その他有価証券評価差額金	1,196	-
その他	2,500	17,552
繰延税金資産小計	1,020,171	1,896,316
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,020,171	1,896,316
繰延税金負債		
前払年金費用	-	210,151
その他有価証券評価差額金	-	114,171
繰延税金負債合計	-	324,323
繰延税金資産の純額	1,020,171	1,571,992

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	123,277,747千円
資産合計	123,277,747千円
流動負債	- 千円
固定負債	14,647,470千円
負債合計	14,647,470千円
純資産	108,630,277千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん金額74,319,216千円及び顧客関連資産の金額50,434,199千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,483,082千円
経常利益	4,483,082千円
税引前当期純利益	4,483,082千円
当期純利益	3,693,863千円
1株当たり当期純利益	115,512円36銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,595,800千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)及び第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	3,431億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	795,405	未収投資助言報酬	207,235

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	9,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 増資の引受	800,617	未払費用	308,974
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	912,600	-	-
									473,948	未払費用	157,130

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社預り資産の運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	兼務 1名	当社設定投 資信託の販 売	投資信託の 販売代行手 数料	3,023,040	未払手 数料	372,837
	みずほ第 一ファイ ナンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	兼務 1名	当社預り資 産の助言 金融技術の 開発業務委 託	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払 業務委託料 の支払	557,013 8,540	未払費 用 未払金	292,861 7,581
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託財 産の運用	信託元本の 払戻（純 額） 信託報酬の 支払	700,000 8,336	金銭の 信託	13,094,914

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売	投資信託の 販売代行手 数料	4,530,351	未払 手数料	767,732
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託財 産の運用	信託元本の 払戻（純 額） 信託報酬の 支払	100,000 7,080	金銭の 信託	12,366,219
	みずほ証 券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定投 資信託の販 売	投資信託の 販売代行手 数料	5,061,766	未払 手数料	1,166,212
	みずほ信 託銀行株 式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託銀 行業	-	-	投資一任契 約の締結	運用受託報 酬の受取	2,520,431	未収運 用受託 報酬	2,722,066

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 当社預り資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注4) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
- (注5) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注6) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング		
	前事業年度	当事業年度
流動資産合計	-	7,449,532
固定資産合計	-	124,292
流動負債合計	-	1,665,547
固定負債合計	-	114,110
純資産合計	-	5,794,167
営業収益	-	1,093,658
税引前当期純利益	-	5,546,153
当期純利益	-	3,891,816

(1株当たり情報)

	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,357,615円66銭	1,349,261円64銭
1株当たり当期純利益金額	213,606円51銭	201,491円22銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
当期純利益金額	5,126,556千円	6,443,302千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	5,126,556千円	6,443,302千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	24,000株	31,978株
(うち普通株式)	(24,000株)	(24,244株)
(うちA種種類株式)	(-)	(7,734株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(重要な後発事象)

当社は、株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング(以下、同社といいます。)の株式のうち当社が保有している全株式について、同社が実施する自己株式取得に伴い、平成29年4月1日付で同社へ譲渡いたしました。

これにより、関係会社株式売却益として1,492百万円の特別利益を計上する予定であります。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		38,311,736
金銭の信託		12,187,115
有価証券		10,007
未収委託者報酬		10,291,857
未収運用受託報酬		4,862,664
未収投資助言報酬		324,278
未収収益		55,950
前払費用		764,943
繰延税金資産		727,622
その他		498,289
	流動資産計	68,034,465
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	1,200,157
器具備品	1	573,952
建設仮勘定		7,907
無形固定資産		
ソフトウェア		1,050,789
ソフトウェア仮勘定		502,759
電話加入権		3,934
電信電話専用施設利用権		81
投資その他の資産		
投資有価証券		1,939,084
関係会社株式		3,229,196
長期差入保証金		1,566,055
繰延税金資産		906,695
その他		101,155
	固定資産計	11,081,771
資産合計		79,116,236

(単位:千円)

	第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	970,622
未払金	4,511,170
未払収益分配金	1,016
未払償還金	57,332
未払手数料	4,075,374
その他未払金	377,447
未払費用	7,061,067
未払法人税等	3,136,528
未払消費税等	1,025,584
前受収益	66,578
賞与引当金	1,376,046
役員賞与引当金	24,993
本社移転費用引当金	347,010
流動負債計	18,519,601
固定負債	
退職給付引当金	1,423,210
時効後支払損引当金	199,012
固定負債計	1,622,222
負債合計	20,141,823
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	36,673,439
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	36,550,146
別途積立金	24,580,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	11,470,146
株主資本計	58,226,396
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	748,016
評価・換算差額等計	748,016
純資産合計	58,974,413
負債・純資産合計	79,116,236

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	42,132,996	
運用受託報酬	9,310,831	
投資助言報酬	593,439	
その他営業収益	57,716	
	営業収益計	52,094,984
営業費用		
支払手数料	18,688,374	
広告宣伝費	177,047	
公告費	860	
調査費	11,809,998	
調査費	5,371,951	
委託調査費	6,438,046	
委託計算費	550,197	
営業雑経費	555,637	
通信費	24,831	
印刷費	438,120	
協会費	27,130	
諸会費	29	
支払販売手数料	65,526	
	営業費用計	31,782,116
一般管理費		
給料	5,014,947	
役員報酬	93,260	
給料・手当	4,921,687	
交際費	22,147	
寄付金	4,057	
旅費交通費	181,947	
租税公課	331,327	
不動産賃借料	773,059	
退職給付費用	260,989	
固定資産減価償却費	1 720,970	
福利厚生費	22,315	
修繕費	1,799	
賞与引当金繰入額	1,376,046	
役員賞与引当金繰入額	24,993	
機器リース料	104	
事務委託費	1,549,368	
事務用消耗品費	75,575	
器具備品費	3,469	
諸経費	90,183	
	一般管理費計	10,453,305
営業利益		9,859,563

（単位：千円）

	第33期中間会計期間 （自平成29年4月1日至平成29年9月30日）	
営業外収益		
受取利息	593	
受取配当金	46,072	
時効成立分配金・償還金	85	
投資信託解約益	217,088	
投資信託償還益	93,060	
時効後支払損引当金戻入額	17,443	
雑収入	3,498	
	営業外収益計	377,842
営業外費用		
為替差損	8,306	
投資信託解約損	1,365	
投資信託償還損	17,053	
金銭の信託運用損	31,660	
	営業外費用計	58,386
経常利益		10,179,019
特別利益		
投資有価証券売却益	132,762	
関係会社株式売却益	1,492,680	
本社移転費用引当金戻入額	122,238	
その他特別利益	0	
	特別利益計	1,747,681
特別損失		
固定資産除却損	18,065	
固定資産売却損	134	
退職給付制度終了損	690,899	
その他特別損失	50	
	特別損失計	709,149
税引前中間純利益		11,217,551
法人税、住民税及び事業税		3,407,636
法人税等調整額		163,880
法人税等合計		3,243,755
中間純利益		7,973,795

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当中間期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
中間純利益									7,973,795
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額(純 額)									
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	-	-	4,773,795
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	11,470,146

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当中間期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
中間純利益	7,973,795	7,973,795			7,973,795
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額(純 額)			230,151	230,151	230,151
当中間期変動額 合計	4,773,795	4,773,795	230,151	230,151	5,003,947
当中間期末残高	36,673,439	58,226,396	748,016	748,016	58,974,413

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="571 696 922 768"> <tr> <td>建物</td> <td>...</td> <td>6～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>...</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	建物	...	6～18年	器具備品	...	2～20年
建物	...	6～18年					
器具備品	...	2～20年					
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						

5 . 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企业年金制度（キャッシュバランス型）について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

<p>第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)</p>
<p>当社は、当中間会計期間においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の減価償却費が286,788千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>

追加情報

<p>第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)</p>
--

当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。

本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 ... 97,109千円 器具備品 ... 774,035千円

（中間損益計算書関係）

項目	第33期中間会計期間 （自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）	
	1. 減価償却実施額	有形固定資産 ...
	無形固定資産 ...	578,697千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第33期中間会計期間末（平成29年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	38,311,736	38,311,736	-
(2) 金銭の信託	12,187,115	12,187,115	-
(3) 未収委託者報酬	10,291,857	10,291,857	-
(4) 未収運用受託報酬	4,862,664	4,862,664	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,641,123	1,641,123	-
資産計	67,294,496	67,294,496	-
(1) 未払手数料	4,075,374	4,075,374	-
負債計	4,075,374	4,075,374	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	307,968
関係会社株式	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)			
1. 子会社株式			
関係会社株式(中間貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
2. その他有価証券			
区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,189,247	146,101	1,043,145
投資信託	423,152	385,910	37,242
小計	1,612,400	532,011	1,080,388
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	28,723	30,967	2,244
小計	28,723	30,967	2,244
合計	1,641,123	562,979	1,078,144
(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額307,968千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	118,742,638千円
資産合計	118,742,638千円
流動負債	- 千円
固定負債	13,822,169千円
負債合計	13,822,169千円
純資産	104,920,468千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん

72,413,595千円及び顧客関連資産の金額47,817,519千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,506,064千円
経常利益	4,506,064千円
税引前中間純利益	4,506,064千円
中間純利益	3,709,808千円
1株当たり中間純利益	92,745円22銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,616,680千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第33期中間会計期間 （自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,474,360円32銭
1株当たり中間純利益金額	199,344円89銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
中間純利益金額	7,973,795千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,973,795千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成30年3月23日に臨時株主総会が開催され、定款の変更を行うことについて決議されました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成29年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社静岡銀行	90,845	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社滋賀銀行(1)	33,076	日本において銀行業務を営んでおります。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
めぶき証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
高木証券株式会社	11,069	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は平成29年3月末日現在

(1) <為替ヘッジあり>の取扱いはありません。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2) 目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されます。）
- (3) 請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月7日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原	尚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野	浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月28日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式リスクコントロール戦略ファンド＜為替ヘッジあり＞の平成29年8月2日から平成30年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式リスクコントロール戦略ファンド＜為替ヘッジあり＞の平成30年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月28日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>の平成29年8月2日から平成30年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>の平成30年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月24日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原	尚 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野	浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。